

みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
制定 令和 4 年 4 月 1 日 3 環バ第 340 号

第 1 趣 旨

農山漁村や食料・農林水産業は、自然災害や気候変動に伴う影響、生産者の減少等による生産基盤の脆弱化や農山漁村の地域コミュニティの衰退、近年の新型コロナを契機としたサプライチェーンの混乱などの課題に直面している。加えて、SDGs や環境の重要性が国内外で高まっており、持続可能な食料システムの構築は急務である。

このため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を推進するべく、本要綱を制定し、みどりの食料システム戦略推進交付金（以下「本交付金」という。）により、みどりの食料システム戦略の実現に向けた取組を支援するものとする。

第 2 目 的

本交付金により実施する事業（以下「本事業」という。）は、第 1 の趣旨を踏まえ、各地域の状況に応じて、資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産、加工、流通、消費に至るまでの環境負荷軽減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区の創出に資することを目的とする。

第 3 事業の実施等に関して必要な事項

本事業の実施に関して必要な事項は、第 4 から第 9 までに定めるもののほか、次の（１）から（８）までに掲げる事業ごとに、それぞれの別記に定めるものとする。

- （１）推進体制整備 別記 1
- （２）有機農業産地づくり推進 別記 2
- （３）グリーンな栽培体系への転換サポート 別記 3
- （４）SDGs 対応型施設園芸確立 別記 4
- （５）スマート農業産地展開支援 別記 5
- （６）地域循環型エネルギーシステム構築 別記 6
- （７）バイオマス地産地消の推進 別記 7
- （８）バイオマス地産地消施設整備 別記 8－1 及び別記 8－2

第 4 事業の実施

1 成果目標の設定

事業実施主体は、別記に定めるところにより、本事業の具体的な成果目標を定

めるものとする。

2 事業の採択基準

採択基準については、次に定めるもののほか、それぞれの別記に定めるものとし、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）は、事業実施計画が採択基準を全て満たす場合に限る、第5の2及び3に規定する協議を行うものとする。

- (1) 事業実施計画が、環境負荷の軽減に資するものであること。
- (2) 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の自己負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (5) 事業実施計画が、本事業の目的に照らし、また本事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
- (6) 事業実施計画において、本事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果の検証が行われることが見込まれるものであること。
- (7) 事業実施主体が、本事業を自己資金若しくは他の助成金により実施中又は既に終了しているものでないこと。
- (8) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定されるものであること。

3 事業費の低減

事業実施主体は、過剰な施設の整備等を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

4 費用対効果分析

第3の(8)に掲げる事業を実施する事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、過剰投資とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別記に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

第5 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成

都道府県以外の事業実施主体は、次の(1)から(8)までに掲げる事業ごとに、それぞれ定める様式により、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。また、都道府県が自ら事業実施主体となる場合は、次の(1)、

(3)、(5)、(6)、(7)、(8)に掲げる事業ごとに、それぞれ定める様式により、事業実施計画を作成するものとする。都道府県を含む事業実施主体が、その事業実施計画を変更したときも、同様とする。

- (1) 推進体制整備 別紙様式第1号
- (2) 有機農業産地づくり推進 別紙様式第2号
- (3) グリーンな栽培体系への転換サポート 別紙様式第3号
- (4) SDGs 対応型施設園芸確立 別紙様式第4号
- (5) スマート農業産地展開支援 別紙様式第5号
- (6) 地域循環型エネルギーシステム構築 別紙様式第6号
- (7) バイオマス産地地消の推進 別紙様式第7号
- (8) バイオマス産地地消施設整備 別紙様式第8号

2 都道府県事業実施計画の作成及び協議

- (1) 都道府県知事は、第1の趣旨及び1に定める事業実施計画（都道府県が自ら作成したものを含む。）を踏まえ、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、別紙様式第9号により地方農政局長等に提出し、その内容について協議し、承認を受けるものとする。ただし、みどりの食料システム戦略推進交付金の配分基準（令和4年4月1日付け3環バ第342号、3農産第3834号大臣官房環境バイオマス政策課長及び農産局長通知。以下「配分基準」という。）により、配分の対象となった事業実施計画の配分時点でのポイントを下回った場合は、協議することができないものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)に定める都道府県計画に特認団体（法人格を有しない団体であって都道府県知事が地方農政局長等と協議の上、特に認める団体という。）の認定を受けようとする事業実施主体が含まれている場合は、当該都道府県計画に、別紙様式第10号及び別紙様式第11号を添付して地方農政局長等に提出し、その内容について協議し、承認を受けるものとする。

3 都道府県計画の変更又は中止若しくは廃止の協議

都道府県知事は、2の規定により作成した都道府県計画に、次の(1)から(3)までに掲げる事由が生じた場合、又は都道府県計画の中止若しくは廃止が生じた場合は、別紙様式第9号に当該都道府県計画を添えて地方農政局長等に提出し、その内容について協議し、承認を受けるものとする。ただし、変更の内容が成果目標の達成に資するものであって、次の(1)から(3)までのいずれにも該当しない場合は、この限りでない。

- (1) 事業実施主体の変更（事業実施主体の追加、削除又は名称の変更）
- (2) 事業実施主体の成果目標の変更（成果目標の変更又は目標値の変更）
- (3) 特認団体又は都道府県が実施する事業の内容の変更

第6 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、本事業の実施について、別に定めるところによ

り本交付金を交付する。

- 2 国は、都道府県に交付した本交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、都道府県知事に対し、本交付金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された本交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

第7 事業実施状況の報告等

1 報告

都道府県以外の事業実施主体は、別記に定めるところにより、別紙様式第12号による事業実施状況報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。なお、本事業の実施年度が目標年度の事業については、当該報告をもって第8の1の報告に代えることができるものとする。

2 事業実施主体に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体から1に定める事業実施状況報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断したときは、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

3 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、自ら事業実施主体となっている場合は、それぞれの別記に定める目標年度までの期間に応じ、別紙様式第12号による事業実施状況報告書を作成し、1の規定により都道府県以外の事業実施主体から報告があった際の事業実施状況報告書と併せて、報告があった年度の7月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

4 都道府県知事に対する指導

- (1) 3の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)に規定する指導を行った場合は、当該指導の内容の報告があった年度の12月末までに、第3の(1)、(6)、(7)、(8)に掲げる事業については大臣官房環境バイオマス政策課長に、第3の(2)、(3)、(4)、(5)に掲げる事業については農産局長に、それぞれ報告するものとする。

5 都道府県知事に対する報告徴収

地方農政局長等は、都道府県知事に対し、4に定める報告のほか、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

第8 事業成果の評価等

1 報告

都道府県以外の事業実施主体は、別記に定めるところにより、本事業の実施によって得られた成果について評価し、別紙様式第 12 号による事業評価報告書を作成の上、都道府県知事に報告するものとする。

2 改善措置の指導等

都道府県知事は、事業実施主体から 1 に定める事業評価報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認めるときは、当該事業実施主体に対して、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

3 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、自ら事業実施主体となっている場合は、それぞれの別記に定める目標年度までの期間に応じ、別紙様式第 12 号による事業評価報告書を作成し、1 の規定により都道府県以外の事業実施主体から報告があった際の事業評価報告書と併せて、報告があった年度の 9 月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

4 本事業の成果に係る評価

- (1) 3 の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1) の評価の結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するものとする。
- (3) (1) による評価及び(2)による指導を行った場合は、当該評価の結果及び当該指導の内容を評価及び指導を行った年度の 12 月末までに、第 3 の(1)、(6)、(7)、(8)に掲げる事業については大臣官房環境バイオマス政策課長に、第 3 の(2)、(3)、(4)、(5)に掲げる事業については農産局長に、それぞれ報告するものとする。

第 9 収益納付

- 1 事業実施主体は、第 3 の(5)、(6)、(8)に掲げる事業については、当該事業の実施に伴う収益の状況を報告するものとする。
- 2 国は、1 の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、それぞれの別記に定めるところにより、交付された交付金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第 10 交付対象事業の公表

都道府県知事は、本事業の適正な実施及び透明性の確保に資するため、第 3 の(8)に掲げる事業を完了したときは、実施した本事業の概要について、都道府県のホームページに掲載する等の方法により、本事業の完了年度の翌年度の 7 月末ま

でに公表するものとする。

第 11 その他

事業実施主体は、本事業の遂行状況等について、都道府県知事に随時報告するほか、地方農政局長等又は都道府県知事の求めに応じて報告を行い、本事業の適切な執行に努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記 1	推進体制整備
別記 2	有機農業産地づくり推進
別記 3	グリーンな栽培体系への転換サポート
別記 4	SDGs 対応型施設園芸確立
別記 5	スマート農業産地展開支援
別記 6	地域循環型エネルギーシステム構築
別記 7	バイオマス地産地消の推進
別記 8－1	バイオマス地産地消施設整備
別記 8－2	バイオマス地産地消施設整備に関する交付対象事業事務及び交付対象経費の取扱い

(様式関係)

【実施要綱本文様式】

- ・別紙様式第 1 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（推進体制整備）実施計画書
- ・別紙様式第 2 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（有機農業産地づくり推進）実施計画書
- ・別紙様式第 3 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（グリーンな栽培体系への転換サポート）実施計画書
- ・別紙様式第 4 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（SDGs 対応型施設園芸確立）実施計画書
- ・別紙様式第 5 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（スマート農業産地展開支援）実施計画書
- ・別紙様式第 6 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（地域循環型エネルギーシステム構築）実施計画書
- ・別紙様式第 7 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマス地産地消の推進）実施計画書
- ・別紙様式第 8 号 みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマス地産地消施設

整備) 実施計画書

- ・別紙様式第 9 号 みどりの食料システム戦略推進交付金の都道府県計画の協議
- ・別紙様式第 10 号 みどりの食料システム戦略推進交付金の特認団体認定申請書
- ・別紙様式第 11 号 みどりの食料システム戦略推進交付金における特認団体に係る認定協議
- ・別紙様式第 12 号 みどりの食料システム戦略推進交付金の事業実施状況報告及び評価報告

【別記 1、別記 2、別記 3、別記 4、別記 5、別記 6、別記 7 共通様式】

- ・別紙様式第 13 号 みどりの食料システム戦略推進交付金に関する交付決定前着手届

【別記 5、別記 6、別記 8－1 様式】

- ・別紙様式第 14 号 みどりの食料システム戦略推進交付金収益状況報告書

【別記 7 様式】

- ・別紙様式第 15 号 みどりの食料システム戦略推進交付金のバイオマス地産地消の推進に関する整備状況報告書
- ・別紙様式第 16 号 みどりの食料システム戦略推進交付金のバイオマス地産地消の推進に関する交付金支払確認書

【別記 8－1、別記 8－2 様式】

- ・別紙様式第 17 号 みどりの食料システム戦略推進交付金のバイオマス地産地消施設整備に関する費用対効果分析（投資効率）
- ・別紙様式第 18 号 みどりの食料システム戦略推進交付金のバイオマス地産地消施設整備に関する交付決定前着手届
- ・別紙様式第 19 号 みどりの食料システム戦略推進交付金のバイオマス地産地消施設整備に関する入札結果報告・着手届
- ・別紙様式第 20 号 みどりの食料システム戦略推進交付金のバイオマス地産地消施設整備に関するしゅん功届
- ・別紙様式第 21 号 バイオマス地産地消施設整備で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

別記 1

推進体制整備

第 1 事業の内容等

本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 持続的な食料システム構築に関する計画の策定

(1) 事業内容

本事業は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が管轄する区域内の農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。）、食品産業の事業者その他の商工業者、大学・研究機関、金融機関、国等の関係行政機関等の参加を得て、検討会（以下「持続的食料システム構築検討会」という。）を組織し、次のアからクまでに掲げる事項を含むその区域における持続的な食料システム構築の取組に関する計画（以下それぞれ「都道府県計画」又は「市町村計画」という。）を策定又は策定に向けた検討の支援を行う。

（注）「持続的食料システム構築検討会」が、都道府県計画又は市町村計画の策定及びそれに基づく推進等が実施できる組織であれば、その名称は実情に応じて別の名称としても構わない。

また、検討会の構成員は、地域の実情に応じて選定しても構わない。既存の協議会等を活用することも可能とする。

複数の市町村により、検討会を組織する場合は、その参画する市町村の区域で計画を策定することができる。

ア 事業実施区域内の持続的な食料システムの構築に向けた現状と課題

持続的な食料システムの構築に向け、事業実施区域内の現状や課題等を記載すること。

イ アの現状と課題を踏まえた取組方針

地域で生産される農産物の資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産、流通及び消費に至るまでの環境負荷軽減等の取組方針を記載すること。

ウ 今後（５年後程度）の成果目標

イの取組方針等を勘案し、地域内の減農薬・減肥料等に取り組む事業体数、有機農業の取組面積、スマート農業の産地展開の取組面積、地域循環型エネルギーシステムに取り組む事業体数等について記載すること。

エ 持続的な食料システムの将来像

生産者の一層の減少・高齢化やポストコロナも見据え、省力化・省人化による労働生産性の向上や生産者のすそ野の拡大とともに、環境負荷軽減の取組やムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立、環境にやさしい持続可能な消費の拡大など関係者の行動変容等について

記載すること。

オ 都道府県等が持続的な食料システムを支援するために行う施策

有機農業やグリーンな栽培体系、スマート農業、地域循環型エネルギーシステム、人材育成など、都道府県等の単独事業で支援するもの等を記載すること。

カ 国等の支援施策の活用方策

必要に応じて記載すること。

キ 計画の効果検証及び見直しに関する取組

ク アからキまでに掲げるもののほか、持続的な食料システム構築等を推進するために必要な事項

必要に応じて記載すること。

(2) 計画変更

持続的な食料システム構築の取組に関する計画の変更が必要となった場合、都道府県との協議により計画を変更するものとする。

(3) 交付対象経費

検討会開催費（講師謝金、講師旅費、資料印刷費、会場借料）、機器借料、消耗品費、通信運搬費、委託料（コンサルタント等の委託料）等

なお、費用の詳細は別添 1 のとおりとする。

2 有機農業指導員等の育成・確保

(1) 事業内容

有機農業やグリーンな栽培体系、スマート農業、地域循環型エネルギーシステム等に係る取組の指導体制を整備するため、各取組の指導・助言を行う人材を育成するとともに、普及に向けた農業者等に対する指導活動を支援する。

(2) 定義

ア 有機農業指導員

有機農業指導員とは、有機 JAS 制度の知識を習得するために次の（ア）及び（イ）の研修等を受講（有機農業推進体制整備交付金等、過年度の同種の支援事業や地方自治体による支援事業等により既にこれらの研修を受講した者、及び熟練有機農業者等、現場の実践を通じ同種の知識・経験を有する者を含む）し、有機農業の栽培技術や有機 JAS 制度等について指導・助言を行う者とする。

事業実施主体は、有機農業指導員を本事業の採択基準は、みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 環バ第 340 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第 5 に基づき作成する事業実施計画の有機農業指導体制に位置付けるものとする。

（ア）有機 JAS 検査員向け養成研修

（イ）ほ場実地検査を活用した現地講習

イ 有機農業指導体制

有機農業指導体制とは、農業者による国際水準の有機農業の実施や有機 JAS 認証の取得がしやすい環境整備を目的として、アの有機農業指導員が連携して、農業者等に対し有機農業の栽培技術や有機 JAS 制度について指導・助言等の活動を行う体制とする。

ウ 有機農業指導員以外の専門指導員

グリーンな栽培体系、スマート農業、営農型太陽光発電、未利用資源のエネルギー利用促進、バイオマス利活用施設等に取り組む農業者等への指導・助言及び普及に向けた指導活動に適した専門指導員については、関係法令に基づく専門指導員のほか、専門技術研修及び現地実習等を受講し、各取組に必要な知識や技術を有し、指導・助言を行う者とする。

(3) 交付対象経費

講習会受講費（講習会受講料）及び研修会開催費（研修指導謝金、旅費）、講師謝金、講師旅費、会場借料、消耗品費、資料作成費等
なお、費用の詳細は別添 2 のとおりとする。

第 2 事業実施主体等

1 本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとする。

(1) 持続的な食料システム構築に関する計画の策定

ア 事業実施主体

都道府県又は市町村

イ 交付率

定額

ウ 検討会は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項に係る規約等を定めるものとする。

(ア) 目的

(イ) 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局

(ウ) 意思決定の方法

(エ) 解散した場合の地位の承継者

(オ) (ア) から (エ) までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

(2) 有機農業指導員等の育成・確保

ア 事業実施主体

都道府県又は市町村

イ 交付率

定額

第 3 目標年度及び成果目標

1 事業の目標年度は、事業実施年度から 3 年以内とし、事業実施年度とすることも可能とする。

- 2 成果目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

第4 採択基準等

1 採択基準

本事業の採択基準は、実施要綱第4の2に掲げるとおりとする。

2 事業の実施に関する事項

第1の1の持続的な食料システム構築に関する計画の策定については、地方自治体や地域の生産者、事業者、大学・研究機関やシンクタンク等の参加を得て、検討を実施すること。

第5 申請できない経費等

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（2の（1）のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費、その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

2 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適切な指導を受けた上で、その理由を明記したみどりの食料システム戦略推進交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第13号）を都道府県知事に提出するものとする。

- (2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

3 契約の適正化

- (1) 事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。

ア 委託先が決定している場合は委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

- (2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。また、みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱（令和4年4月1日付け3環バ第341号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第24の2の(2)に基づき、入札等に参加する者に対して、申立書（交付要綱別記様式第2号）の提出を求めるものとする。

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成するものとする。また、事業実施主体が都道府県以外の場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の実施状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- 2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。
- 3 2を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法。

第7 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を

作成するものとする。また、事業実施主体が都道府県以外の場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- 2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- 3 2を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策。

第8 事業実施期間

1 事業実施期間

事業実施期間については、原則2年以内とする。

なお、複数年度に渡って実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。また、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

第9 他の計画との関連

本事業の実施に当たっては、関係する別の事業実施主体のビジョン・計画との連携等に配慮するものとする。

別添 1

費目	細目	内容	留意事項
賃金		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経課長通知。以下「経理課長通知」という。）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料金を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器等の借上げ経費	交付対象経費は、本事業に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な次の経費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費 ・U S B メモリ等の低廉な記録媒体 ・検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。

	研修等参加費	事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費	
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う先進地視察等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は、認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別添 2

費目	細目	内容	留意事項
備品費		・事業を実施するために直接必要な検証の実施並びに調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上とする。ただし、該当する機器等を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料金を除く
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器・ライセンス、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。

	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な経費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費 ・U S Bメモリ等の低廉な記録媒体 ・検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	事業の実施に直接必要な広告、啓発、商談会等への出展等に要する経費	特定の個人又は法人のみの資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	研修等参加費	事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費	
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は、認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分(事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)をほかの者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。

役務費		・事業を実施するために直接必要であるがそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別記 2

有機農業産地づくり推進

第 1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、市町村主導の下、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進するモデル的先進地区を創出することを目的とし、このために地域における有機農業の取組方針や生産、加工、流通及び消費の拡大に資する事項を定める計画（以下「有機農業実施計画」という。）の策定及びその実現に向けた取組の支援を行う。

（1）有機農業実施計画の策定

ア 有機農業実施計画の記載事項

有機農業実施計画は、次の（ア）から（オ）までを必須の記載項目とし、必要に応じて（カ）から（キ）までの項目を記載するものとする。有機農業実施計画に基づく事業期間は、5年間を標準として作成することを原則とし、5年未満又は5年以上の期間での有機農業実施計画を定める場合には、都道府県と協議するものとする。

有機農業実施計画は、事業開始年度の翌年度の4月末までに都道府県に提出するものとする。

（ア）中心となる市町村

（イ）対象市町村等における有機農業の現状と5年後に目指す目標

（ウ）有機農業の生産段階の推進の取組

（エ）有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

（オ）取組の推進体制、役割、資金計画

（カ）（エ）の実施に伴う本事業以外の関連事業の概要（関連事業の内容、活用を想定する事業、実施予定年度等）

（キ）その他（達成状況の評価、取組の周知等）

イ 有機農業実施計画の策定に向けた取組

有機農業実施計画の策定に当たり、より高度なモデル性と実現性を備えた計画となるよう、次の取組を行うものとする。

（ア）検討会の開催

有機農業実施計画の策定に向け、有機農業実施のモデル的先進地区の創出に向けた構想について、事業対象地区において、農業者、事業者、地域内外の消費者、専門家等の有機農業実施計画の策定に必要な者からの意見聴取等を行うための検討会を開催する。検討会の開催回数、形式等は必要に応じて設定することができるものとする。

また、検討会の開催に当たって必要があれば、地域の状況に関する調査、専門家による指導、先進地区の視察等を実施できるものとする。

(イ) 試行的な取組の実施

生産、加工、流通及び消費の各段階において、有機農業実施計画に掲げる取組の実現性又は課題を検証するための試験的な取組や、計画に盛り込むことが確実な取組をより速やかに定着させるため当該計画の策定前から実施することが望ましい取組を行うものとする。取組の具体的な取組イメージは、別紙に定めるとおりとする。

なお、これらの取組の実施に当たっては、農業者や事業対象地区内外の事業者、地域内外の消費者と連携した取組となるよう留意すること。

ウ 有機農業実施計画策定の周知

有機農業実施計画を定めた市町村において、別途定める様式に必要事項を記入し、有機農業実施計画を策定したことを周知するため、事業実施主体、当該市町村等のホームページ等において公表するほか、各種イベントで活用するなど広く情報発信に努める。

また、農林水産省において、有機農業実施計画の認知度の向上を図るため、農林水産省ホームページへの掲載や各種イベントでの周知等を行うものとする。

(2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

(1) の有機農業実施計画を策定した事業実施主体は、当該計画の実現性を高めるため、次の取組を行うものとする。

ア 検討会の開催

有機農業実施計画の実現に向け、有機農業実施のモデル的先進地区の創出に向けた実践について、事業対象地区において、農業者、事業者、地域内外の消費者、専門家等の有機農業実施計画の推進に必要な者を参集した検討会を開催する。検討会の開催回数、形式等は必要に応じて設定することができるものとする。

イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

円滑な有機農業の推進を図るため、事業対象地区において、(1) アにおいて定めた有機農業実施計画に基づく有機農業の生産関連の取組を行うとともに、当該地区で生産された農産物に係る流通・加工関連や消費関連の取組を実施する。

ウ 課題解決に向けた調査等

イにおける取組に関連し、当該取組の効率性や効果を高めるため、必要に応じて、有機農業実施計画を実践する上で、明確となった課題等の解決に向けた調査、取組状況の調査、専門家による指導、先進地区の視察等を実施できるものとする。

エ 有機農業実施計画の変更

上記アからウまでの取組の実施により、有機農業実施計画の変更が必要となった場合、都道府県との協議により有機農業実施計画を変更するもの

とする。

2 交付対象経費

交付対象経費の範囲は別添のとおりとし、交付対象経費の具体例は次のとおりとする。

- (1) 検討会等の開催・調査、有機農業実施計画のとりまとめ変更に要する経費
 - 1 (1) ア及びウ並びに(2) ア、ウ及びエに必要な検討会の開催等に要する会場借料、地域の状況に関する調査や先進地区の視察に要する旅費、役務費、指導を依頼する専門家に対する謝金等、資料の印刷製本費、消耗品費、検討会の開催に関する業務の一部又は全部の実施の委託に要する委託費
- (2) 試行的な取組及び有機農業実施計画の円滑な実施に向けた取組の実施
各々の取組の実施に必要な別添に定める経費

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

- (1) 本事業の事業実施主体は、市町村又は市町村が参画する協議会とする。
なお、複数の市町村が参画する協議会が事業を実施する場合、有機農業実施計画の策定を行う市町村を特定すること。
- (2) 協議会は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項に係る規約等を定めるものとする。
 - ア 目的
 - イ 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局
 - ウ 意思決定の方法
 - エ 解散した場合の地位の承継者
 - オ 事務処理及び会計処理の方法
 - カ 会計監査及び事務監査の方法
 - キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

2 交付率等

本事業の交付率は、定額（機械リース費に係る経費のみ2分の1以内）とする。ただし、第1の1（1）の有機農業実施計画を策定する市町村1カ所当たりの交付金の額の上限は、1,000万円とする。

なお、第1の1（2）に係る交付金の額の上限については、有機農業実施計画の資金計画を踏まえ、予算の範囲内で交付金の額を調整する。

3 実施要件

本事業の実施要件は、次のとおりとする。

- (1) 第1の1（2）に取り組む場合は、第1の1（1）の有機農業実施計画を策定済みであること。
- (2) 農業機械又は食品加工機械をリースして導入する場合は、次の基準を満たすこと。

ア リースの対象となる機械の利用者の範囲

リースの対象となる機械の利用者は、本事業に取り組む農業者、団体等（農業者を構成員に含む団体又は農地所有適格法人をいう。）、食品製造業者又は食品流通事業者とする。

イ 本事業で対象とする設備・機械の範囲

本事業で対象とする設備・機械の範囲は、有機農業の生産の拡大、流通の効率化、有機農産物等の加工、有機農産物等の販売に必要なものとする。

なお、本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）の基準を適用しないものとする。

ウ 機械の利用条件

（ア）本事業で使用する設備・機械については、有機農産物等の生産量、出荷量、流通量、有機加工食品の製造・加工量等に応じた適正な処理能力とすること。

（イ）アに定める利用者が共同利用するもの又は協議会の所有するものであること。

エ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の 2 者の間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ア）本交付金事業実施計画に記載された利用者及び機械に係るものであること。

（イ）リース事業者が納入する機械は、原則として一般競争入札で選定すること。

（ウ）リース期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。

（エ）本事業以外に国から直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械であること。

（オ）スマート農機、ドローン、農業ロボット、環境制御施設等をリース導入する場合、当該リース物件に係るシステムサービスの提供者が、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するときは、事業実施主体は、当該データ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

（3）リース料の助成額

リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げるア及びイの算式に基づき計

算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とすること。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の少数第 3 位の数字を四捨五入して少数第 2 位で表した数値とする。

ア 「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2 以内）

イ 「リース料助成額」＝（リース物件購入価格（税抜き）－残存価格）×助成率（1／2 以内）

第 3 成果目標

1 確認年度

目標の達成状況の確認は、事業終了年度の翌年度及び有機農業実施計画終期の翌年度とする。

2 成果目標

成果目標は、第 1 の 1（1）ア（イ）に規定することを検討している目標又は候補として想定される目標に応じて設定するものとする。

第 4 採択基準

1 採択基準

本事業の採択基準は、みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 環バ第 340 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第 4 の 2 のほか、次に掲げるとおりとする。

- （1）本交付金事業において提出される別紙様式第 2 号に基づき作成された事業実施計画（以下「本事業実施計画」という。）が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、当該計画の目標の達成が見込まれる内容となっていること。
- （2）事業で実施する各種の取組について、他の市町村等が同取組を行う際に活用できる汎用性があること。
- （3）事業で実施する各種の取組について、ホームページや広報誌、市町村が実施するイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果をさらに高めていることが示されていること。
- （4）事業実施主体となる市町村においては、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」に加盟していること、または、加盟する予定があること。

第 5 申請できない経費等

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（2 の（1）のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費、その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

2 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適切な指導を受けた上で、その理由を明記したみどりの食料システム戦略推進交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第 13 号）を都道府県知事に提出するものとする。

- (2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

3 契約の適正化

- (1) 事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を本事業実施計画の「第2 事業費総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。
 - ア 委託先が決定している場合は、委託先名
 - イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費
- (2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。また、みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱（令和4年4月1日付け3環バ第341号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第24の2（2）に基づき、入札等に参加する者に対して、申立書（交付要綱別記様式第2号）の提出を求めるものとする。

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から有機農業実施計画の目標年度までの間、毎年度、本事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業の実施状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- (2) 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。
- (3) (2) を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。

第7 事業成果の評価

事業実施主体は、事業終了年度の翌年度及び有機農業実施計画の終期の翌年度において、本事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業の達成状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- (2) 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- (3) (2) を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

第8 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関

係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の（１）から（３）までのいずれかから調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象となる。

- （１）事業実施主体自身
- （２）100％同一の資本に属するグループ企業
- （３）事業実施主体の関係会社

2 利益等排除の方向

（１）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

（２）100％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（マイナスの場合は、０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、０とする。）をもって取引価格からは利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費および一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第９ その他

1 本事業実施計画の期間

本事業実施計画の期間について、第１の１（１）は、原則１年以内とする。

なお、策定に複数年度を要するなど、特に都道府県知事が認める場合にあっては、事業実施計画の期間を２年間とすることができる。

ただし、この場合の２年目の予算については、改めて交付申請を行うものとする。

第１の１（２）は、２年以内（農林水産省が別に定める民間資金を活用した取組を行っている場合は、３年以内）とする。

また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けるものとする。なお、各年度の交付決定は、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

2 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体は次の条件を守らなければならない。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

- （１）本事業において得た成果に関して、特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく地方農政局長等に報告すること。
- （２）国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- （３）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- （４）本事業期間中及び本事業終了後５年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に地方農政局長等と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取り扱いについては、事業開始前に、両社で協議・調整を行うこと。

(別添)

費目	細目	内容	留意事項
備品費		- 事業を実施するために直接必要な検証の実施並びに調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	- 取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上とする。ただし、該当する機器等を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 - 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 - 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
賃金		事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	- 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経課長通知。以下「経理課長通知」という。）」に定めるところにより取り扱うものとする。 - 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること - 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること - 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	- 切手は、物品受払簿で管理すること。 - 電話等の通信費については、基

			本料金を除く
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器・ライセンス、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	農業用機械・施設については、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験、学校給食での利用等に必要な原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。
	資材費	・事業を実施するために直接必要な次の経費 ・検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費(通常の営農活動に係るもの、既に取り組んでいる技術に係るものを除く。)	・資材は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な次の経費 ・短期間(事業実施期間内)又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費 ・U S Bメモリ等の低廉な記録媒体 ・検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は、物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	事業の実施に直接必要な広告、啓発、商談会等への出展等に要する経費	特定の個人又は法人のみの資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	研修等参加費	事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費	
	認証取得推進費	有機J A S 認証の取得支援(認証検査)等に要する経費	
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要	

		な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は、認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部(事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)をほかの者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要であるがそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別紙 試行的取組の具体的な内容について

	具体的な取組
1 生産関連の取組	ア 新たな栽培技術の実証、成果の普及 事業実施区域で栽培経験のない品目等の導入に向けたほ場の借り上げや先進的農家の指導の下で行う研修の実施、栽培技術講習の計画作成や生産コスト等の分析や改善策の検討を行うためのデータ収集・分析等を実施。 イ 事業実施区域の未利用有機資材の供給体制整備 事業実施区域内の生産者が低廉かつ安定的に資材を活用できるよう、地域の未利用有機質資材の賦存量の調査、収集方法の検討、堆肥化施設の概略の設計とともに、少量の堆肥の製作、栽培試験及び収量調査を実施。 ウ 有機ほ場団地化 事業実施区域において、有機農業を実施するため、団地化に向けた計画策定や地権者への説明会の実施、団地化するほ場の刈払い・抜根・簡易排水改良、有機 JAS 転換に向けた実施検査等を実施。 エ 新規有機農業者の育成や技術講習会の開催 事業実施区域で持続的に有機農業を実施するため、ほ場を借り上げて有機農業指導員や先進的農家等を招へいした新規参入者向け研修会の開催や新規就農者及び転換者の経営するほ場等の土作りや有機 JAS 認証制度を含む表示制度の技術講習会等を開催。 オ 栽培技術・経営力向上に係るソフトウェア等の導入 事業実施区域や類似する地域の取組結果等を踏まえた地域の環境に適した栽培技術や経営力向上をサポートするソフトウェアやアプリケーションを導入。 カ 生産・出荷効率化の講習会開催・ソフトウェア導入 事業実施区域の栽培品目、生産量、作付け時期等の調整及び出荷の調整・管理を効率化する講習会等の開催並びに生産及び出荷の調整・管理の効率化をサポートするソフトウェアやアプリケーションを導入。

	キ 共同出荷体制の整備 流通コストの低減を図るため、地域の有機農業者に対する出荷量・出荷先の調査、集荷場の確保、地域内集荷便の試行と効果の検証、洗浄・梱包等に係る機械のリース、共同出荷ブランドの検討等を実施。 ク その他地域で必要と考える取組
2 流通・加工関連の取組	ア 地場での加工品の製造 地域で生産された有機農産物を活用し、加工業者との連携による消費者等の多様な需要に即した新商品やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析、開発された新商品の評価等を実施。 イ 地元のレストラン、旅館等での活用 有機農産物等の消費を促進するため、実需者への意向把握調査、生産者とのマッチングや有機農産物等の規格調整、地域における実需者の有機農産物等を使用したメニューの開発の支援を実施。 ウ 流通の効率化・コスト低減の取組 消費者が安価な価格で有機農産物等を入手できるよう、域内流通や消費地への合理的な流通等の検討、農業者や事業者との調整等の実施。 エ 販路拡大へ向けた商談や意見交換会の実施 加工・流通業者を訴求対象に含む展示会やイベントへの出展、事業実施区域に関係する場への実需者の招へい、商談等、新たな販路開拓に向けた取組や意見交換会等の実施。 オ 地域の加工・流通業者への表示制度の講習会 地域の加工業者や流通業者等の関係者への有機 JAS 認証制度を含む表示制度等の理解増進に係る研修会の実施。 カ その他地域で必要と考える取組
3 消費関連の取組	ア 学校給食における有機農産物等の活用の促進 事業実施区域内の有機農産物等の安定的な販路確保のため、集荷方法・納品規格等に関する関係者との調整、学校給

	食での有機農産物等の活用に向けた献立の開発、試食会の実施、子供や学校関係者を対象とした食育授業等を実施。 イ 有機農業をテーマにしたマルシェの開催 地域や消費地の消費者が有機農産物等を入手しやすいよう、マルシェの開催や開催に向けた調整を実施。 ウ 消費者との交流会の開催 環境への負荷の軽減、自然循環機能の増進、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な特徴に関する知識の普及啓発を行うため、シンポジウムやワークショップの開催や、商店街、アンテナショップ等における有機農業をテーマにした各種イベントの開催等を実施。 エ 直売所における有機農産物等コーナーの設置 地域で生産された有機農産物等及び有機農産物の加工品を消費者に直接販売し、地域活性化を図るとともに消費者が有機農産物を入手しやすくなるよう、農産物直売所等における有機農産物等に関するブースの設置や専門調査員の派遣を実施。 オ 地域を紹介する資料作成、ホームページや通販サイトの構築 遠隔地の消費者に対して本事業の取組を紹介し、有機農産物等及び有機農産物の加工品の購入を促すため、地域の取組や有機農産物等に関する資料（映像資料を含む）の作成やホームページや通販サイトの構築による効果の検証を実施。 カ 企業・環境活動団体との連携等 環境保全に関心のある企業や団体との連携、生き物調査等の実施による環境への効果の把握や情報発信等を実施。 キ その他地域で必要と考える取組
--	---

別記 3

グリーンな栽培体系への転換サポート

第 1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大、農業における温室効果ガスの削減に資する環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を活用した省力化に資する技術（以下「省力化に資する技術」という。）を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換を図るため、以下の内容を支援することとする。なお、事業の実施に当たっては、次の（１）～（５）の全てに取り組むものとする。

（１）検討会の開催

ア 事業実施地区が目指す環境負荷軽減の方針や、取り組む環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術に関して意見交換を行う検討会を開催するものとする。また、必要に応じて、事業実施地区内の農業者向けの研修会や先進地での調査等を実施するものとする。

イ 環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術を組み入れた新たな栽培体系（グリーンな栽培体系）の導入・実践に向けて必要となるグリーンな栽培マニュアル及び事業実施地区の関係者の役割等をまとめた産地戦略を策定するものとする。

（２）グリーンな栽培体系の検証

環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術をそれぞれ 1 つ以上組み入れた新たな栽培体系（グリーンな栽培体系）について、環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術の効果や産地への適合性の検証及びコストを含む導入効果の分析、効果的な技術の活用手法の検証、専門家等を招いての研修会等を行うものとする。

（３）グリーンな栽培マニュアルの作成

グリーンな栽培体系の普及を図るため、（２）で実施した検証の結果等を踏まえたグリーンな栽培マニュアルを作成するものとする。グリーンな栽培マニュアルは、次のア～エについて記載するものとする。

なお、第 3 のただし書き、第 4 の 2 の（１）のただし書き又は（２）の場合にあっては、事業実施計画に定める目標年度までに作成することができるものとする。

ア 播種・定植前準備（果樹の場合は土づくり、せん定等）から収穫・収穫後作業までの一貫した体系とし、各作業段階における作業方法が記載されていること。

イ 環境にやさしい栽培技術について、前項のいずれかの作業段階に 1 つ以上取り入れていること。有機農業の取組については、各作業段階において、有

機農業の実践に必要な内容となっていること。

また、第5の1（1）から（4）までに準ずる内容となっていること。

ウ 省力化に資する技術について、前項のいずれかの作業段階に1つ以上取り入れていること。また、第5の2に準ずる内容となっていること。

エ 作成するグリーンな栽培マニュアルを踏まえた栽培暦（化学農薬の低減に取り組む場合は、栽培暦又は防除暦）を添付すること。

（4）産地戦略の策定

グリーンな栽培体系の導入・実践に向けた産地戦略を策定する。

産地戦略は、次のアからキまでを必須の記載項目とし、必要に応じてクからコの項目を記載するものとする。

なお、第3のただし書き、第4の2の（1）のただし書き又は（2）の場合にあっては、事業実施計画に定める目標年度までに策定することができるものとする。

ア 対象地域、品目

イ 事業実施地区の現状と目指すべき姿

ウ 新たな栽培体系の普及に向けた目標

検証結果等を踏まえ、別添1に掲げる環境負荷軽減効果、省力化の効果及び新たな栽培体系に取り組む面積の目標を設定

エ 産地戦略の目標年次

産地戦略の策定年度の翌年度から5年後とする。

オ 現在の営農体系（標準的な機械化体系と栽培技術）

カ 今後普及すべきグリーンな栽培体系

キ カの普及に向けた関係者及びその役割並びに取組内容

ク 販売方法

ケ カの実現に産地全体の環境整備が必要な場合の取組方針（内容、活用を想定する事業、実施予定年度等）

コ その他

（5）情報発信

（3）のグリーンな栽培マニュアル及び（4）産地戦略については、事業実施主体、事業実施主体の属する都道府県又は農業協同組合等のホームページにおいて作成後、速やかに公表すること。なお、公表に際しては、知的財産保護の観点から、必要に応じて一部の情報を非公表とすることができるものとする。

また、第3のただし書き、第4の2の（1）のただし書き又は（2）の場合にあっては、ホームページへの公表は、第7の（2）の報告に合わせて実施するものとする。

このほか、セミナーの開催等、広く情報発信に努めるものとする。

2 交付対象経費

交付対象経費の範囲は、別添2のとおりとする。交付対象経費の具体例は、以下のとおりとする。

(1) 検討会の開催、グリーンな栽培マニュアル及び産地戦略の策定

1 (1)、(3) 及び (4) に係る経費のうち、検討会の開催に要する会場借料、外部専門家等の招へいに係る旅費・謝金、先進地調査等に係る旅費、検討会資料等の印刷製本費、消耗品費等。

(2) グリーンな栽培体系の検証

1 (2) に係る経費のうち、グリーンな栽培体系の検証を行うための検証会場・農業機械・施設の借上費、取り入れる技術の検証に必要な資材の購入費、技術指導講師の派遣に係る旅費・謝金、資料作成に係る印刷製本費、簡易な農業機械の改良に係る役務費、データ分析に係る委託費等。

ただし、農業機械・施設の借上費、資材購入費は事業実施地区において新たに取り入れる技術の検証に係る経費に限る。

(3) 情報発信

1 (5) に係る経費のうち、グリーンな栽培マニュアル及び産地戦略の情報発信を行うためのセミナー等の開催に要する会場借料、外部専門家等の招へいに係る旅費・謝金、セミナー資料、周知資料等の作成に係る印刷製本費、周知用動画作成に係る役務費等。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

事業実施主体は、次の要件を満たす協議会とする。ただし、(1) の要件を満たす者が事業に参加する場合は、協議会に代わり都道府県又は市町村を事業実施主体とすることができる。

(1) 農業生産活動を行う個人若しくは法人又は農業関係団体（以下「農業者」という。）、実需者、農薬メーカー、肥料メーカー、ICTベンダー、農機メーカー、農業協同組合（営農指導事業担当）、市町村、都道府県等により構成されていること。

このうち都道府県（普及組織）及び農業協同組合（営農指導事業担当）又は農業者を必須の構成員とする。また、協議会の構成員に、農業者を含まない場合であっても、事業の実施に当たっては、事業実施地区を特定し、当該地区の農業者の参加を必須とする。

(2) 協議会は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定め、かつ、協議会の全ての構成員がこれに同意していること。

ア 目的

イ 代表者、代表者の権限権の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

エ 解散した場合の地位の承継者

オ 事務処理及び会計処理の方法

カ 会計監査及び事務監査の方法

キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

2 交付率等

(1) 交付金額の上限

① 交付金額の上限は、次の②及び③の場合を除き、1地区当たり300万円とする。

② 有機農業の取組面積の拡大に向けた栽培体系を検討する場合は、交付金額の上限は1地区当たり360万円とする。

③ 環境負荷軽減の取組（みどりの食料システム戦略推進交付金の配分基準（令和4年4月1日付け3環バ第342号、3農産第3834号大臣官房環境バイオマス政策課長及び農産局長連名通知）別表2の2の（4））⑦のi）の「アからクまでの取組をいう。以下同じ。」のうち複数の取組（有機農業を除く。）を検討する場合は、交付金額の上限は1地区当たり360万円とする。

④ 品目の特性上、栽培体系の検証が年度途中から翌年度にわたることに伴い、栽培マニュアルの作成、産地戦略の策定、情報発信の取組が翌年度となることから、第3のただし書きにより事業実施計画の期間を複数年とする場合は、栽培体系の検証と一体的に取り組む事業内容について、①から③までの上限を適用することとする。

(2) 交付率

交付上限の範囲内で定額支援する。

第3 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間は、原則1年以内とする。

ただし、検証に複数年度を要するなどにより特に都道府県知事が認める場合にあっては、令和6年度までの取組とすることができるものとする。また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

第4 目標年度及び成果目標

1 成果目標

本事業の成果目標は、目標年度において、事業実施主体がグリーンな栽培マニュアル及び産地戦略を策定することとする。

2 目標年度

(1) 本事業の目標年度は、令和4年度とする。ただし、都道府県知事は、品目の特性等を勘案して特に必要があると認める場合には、目標年度を令和5年度に設定することができるものとする。この場合においては、都道府県知事は、み

どりの食料システム戦略推進交付金実施要綱（令和4年4月1日付け3環バ第340号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の第5の2（1）により地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出する都道府県事業計画書の添付資料において、目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。

- （2）第3のただし書きにより、事業実施計画の期間を令和6年度までとする事業実施計画を提出する場合は、事業実施計画の期間の最終年度を目標年度とする。ただし、品目の特性等を勘案して、都道府県知事が特に必要と認める場合には、（1）のただし書きに準じて目標年度を事業実施期間の最終年度の翌年度とすることができる。

第5 採択基準

事業の採択基準は、実施要綱第4の2のほか、次の1及び2のとおりとする。

1 環境にやさしい栽培技術の取組

環境にやさしい栽培技術に取り組むに当たっては、実施する以下の（1）から（4）までの区分のうち、取り組む区分の要件を満たすものとする。

（1）化学農薬の使用量の低減

現在の栽培体系と比較して、化学農薬の使用量の低減等を通じて化学農薬の人や環境に対するリスクをより下げる栽培体系を検討する取組となっていること。

（2）化学肥料の使用量の低減

現在の栽培体系と比較して、化学肥料の使用量が低減する栽培体系となっていること。加えて、プラスチック被覆肥料の使用量が現在の栽培体系と比較して増加しない栽培体系となっていること。

（3）有機農業の取組面積拡大に資する栽培体系の検討を行う場合

次の要件を満たす栽培体系を検討する取組となっていること。

ア 化学肥料・化学農薬を使用しないこと。ただし、有機農産物の日本農林規格（平成29年3月27日農林水産省告示第443号。以下「同規格」という。）の別表に定める資材等を、同規格に従って使用する場合を除く。

イ 都道府県の「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（導入指針）等に定められた土づくり技術を導入すること。

ウ 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じること。

エ 有害動植物の防除を適切に実施すること。

オ 組換えDNA技術の利用を行わないこと。

（4）温室効果ガスの削減に資する栽培体系の検討を行う場合

水田からのメタンの排出削減（中干し期間の延長、秋耕等）、バイオ炭の農地施用、プラスチック被覆肥料対策その他温室効果ガスの排出量削減効果が明らかとなっている技術等、温室効果ガスの削減に資する技術を取り入れた栽培体系を検討する取組となっていること。ただし、以下のいずれかの場合においては、当該号の条件を満たすものとする。

ア 水田からのメタンの排出削減に取り組む場合においては、中干し期間の延長又は秋耕のいずれか1つ以上に取り組むことを必須とする。

イ プラスチック被覆肥料の代替技術を導入する場合は、現在の栽培体系と比較してプラスチック被覆肥料の使用量が低減する栽培体系を検討すること。

ウ プラスチック被覆肥料の被膜殻のほ場外への流出防止に取り組む場合は、プラスチック被覆肥料の使用量が現在の栽培体系と比較して増加しないこと。

2 省力化に資する技術の取組

従来の栽培体系と比較して、労働時間の縮減、作業工程の削減、作業人員の削減、作業の軽労化・効率化等が見込まれる技術を取り入れた栽培体系を検討する取組となっていること。

第6 申請できない経費等

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

(1) 拠点となる事務所の借上経費

(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（2の（1）のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）

(3) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金

(4) 都道府県又は市町村職員の人件費

(5) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

(6) 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：パソコン等）の導入に要する経費

(7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

2 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業実施地区の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適切な指導を受けた上で、その理由を明記したみどりの食料システム戦略推進交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第13号）を都道府県知事に提出するものとする。

- (2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

3 契約の適正化

- (1) 事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。

ア 委託先が決定している場合は、委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

- (2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。また、みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱

（令和4年4月1日付け3環バ第341号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第24の2（2）に基づき、入札等に参加する者に対して、申立書（交付要綱別記様式第2号）の提出を求めるものとする。

第7 事業実施状況の報告

実施要綱第7の1に基づく実施状況の報告について、事業実施主体は、事業開始年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、前年度の事業実施計画（別紙様式第3号に基づき作成されたものをいう。）に定められた取組を実施した結果について、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業の実施状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。

- (2) 目標年度の翌年度の事業実施状況報告においては、事業により作成した産地戦略及びグリーンな栽培マニュアルを添付すること。

なお、技術の検証を行った結果、当該技術を産地に導入することが困難であることが判明した場合は、産地戦略及びグリーンな栽培マニュアルに代え、当該技術の導入が困難な要因を分析した資料を作成し、実施状況報告書に添付すること。

第8 事業成果のフォローアップ

- 1 事業実施主体は、産地戦略の開始年の翌年度から目標年次の翌年度までの間産地戦略の進捗状況について、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。
 - (1) 産地戦略の進捗状況については、産地戦略の様式に準じて取組結果を記載すること。
 - (2) 産地戦略に掲げた目標の達成状況については、目標及び目標の達成率を踏まえ記載すること。
- 2 都道府県知事は、都道府県以外の事業実施主体から1に定める産地戦略の進捗状況の報告があった場合は、自らが1の規定により策定した報告書と併せて、地方農政局長等に報告するものとする。

第9 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

- 1 利益排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の(1)から(3)までのいずれかから調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益排除の対象となる。

 - (1) 事業実施主体自身
 - (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
 - (3) 事業実施主体の関係会社
- 2 利益等排除の方向
 - (1) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。
 - (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直前年度

の決算報告（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（3）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格からは利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費および一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第10 その他

1 事業実施地区の範囲

- （1）事業実施地区は、都道府県、市町村、農業協同組合などの一定の範囲で共通の栽培体系に取り組む産地を最小単位とし、事業実施地区ごとに一つの協議会を構成する（都道府県または市町村が事業実施主体となる場合を除く）。なお、都道府県域を所管する協議会が事業実施主体となる場合は、事業実施地区を特定するものとする。
- （2）一つの協議会または事業実施主体となる都道府県および市町村において、複数の品目のグリーンな栽培体系を検討する場合は、それぞれの品目ごとに1地区として事業実施計画を提出することができる。
- （3）都道府県域を所管する協議会又は都道府県が事業実施主体となる場合であって、異なる地域において、異なる環境負荷軽減の取組又は異なる品目のグリーンな栽培体系の検討を行う場合は、それぞれを1地区として事業実施計画を提出することができる。
- （4）都道府県域を所管する協議会又は都道府県が事業実施主体となる場合であって、異なる地域において、同一の環境負荷軽減の取組かつ同一の品目のグリーンな栽培体系の検討を行う場合は、各産地の生産条件等を考慮し、都道府県知事が特に必要と認める場合は、それぞれを1地区として事業実施計画を提出することができる。
- （5）上記の（2）、（3）又は（4）のいずれかに該当する場合は、各地区ごとにグリーンな栽培マニュアル及び産地戦略を策定することとする。

2 事業成果の普及・情報発信

都道府県普及組織は、都道府県内の他産地への普及に向けて、本事業における取組内容を積極的に周知・情報発信すること。

3 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新

案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体は次の条件を守るものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

- （１）本事業において得た成果に関して、特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく地方農政局長等に報告すること。
- （２）国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- （３）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- （４）本事業期間中及び本事業終了後５年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に地方農政局長等に協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取り扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

（別添 1）産地戦略に設定する目標

産地戦略の目標には、次の 1、2 及び 3 の目標をそれぞれ設定するものとする。

なお、産地戦略の目標年次は、事業実施計画に設定した目標年度とする。

1 環境にやさしい栽培技術を取り入れることによる次のいずれかの目標

ア 化学農薬の使用量の低減

現行の栽培体系と比較した化学農薬の使用量の低減割合

ただし、使用量の低減割合による目標設定が難しい場合は、取組面積の拡大に関する数値（3 で設定）

イ 化学肥料の使用量の低減

現行の栽培体系と比較した化学肥料使用量の低減割合

ウ 有機農業の取組面積の拡大

事業実施年度と比較して拡大する取組面積（3 で設定）

エ 温室効果ガスの削減

事業実施年度と比較して拡大する取組面積（3 で設定）

2 省力化に資する技術を取り入れることによる次のいずれかの目標を設定

ア 作業人員の削減（ロボット田植え機による運転要員の削減等）

イ 作業時間の削減（ドローンの活用による農薬散布時間の縮減等）

ウ 作業工程の削減（水稻直播、生分解性マルチの使用等による作業工程の削減等）

エ アからウの目標設定が困難な場合は、事業実施年度と比較して拡大する取組面積（アシストスーツの導入による軽労化等。なお、この場合、検証を行った農業者に対するアンケート等により省力化の効果を確認し、産地戦略に記載すること）。

3 新たな栽培体系の取組面積の目標

事業実施年度の翌年度から 5 年間における新たな栽培体系の取組面積。

(別添 2)

費目	細目	内容	留意事項
備品費		・事業を実施するために直接必要な検証、調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間相当分の経費に限る。 ・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上とする。ただし、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費等の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は、物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上げ経費	・農業用機械・施設について、レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読

		献の経費	されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は、物品受払簿で管理すること。
	資材費	○ 事業を実施するために直接必要な次の経費 ・検証ほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るもの、既に取り組んでいる技術に係るものを除く。）	・資材は、物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	○ 事業を実施するために直接必要な次の経費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・U S Bメモリ等の低廉な記録媒体 ・検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費。	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	

雑役務費	手数料	・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・ 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

別記 4

SDGs 対応型施設園芸確立

第 1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向け抜本的な環境負荷軽減と収益性向上を両立した施設園芸のモデル産地を育成することを目的とし、次に掲げる取組を行うことができるものとする。ただし、原則として以下の（１）から（３）までの取組は全て実施するものとし、（４）、（５）はいずれか又は両方取り組むこととする。なお、本事業においては、「SDGs」とは、施設園芸において化石燃料の使用量削減と生産性向上の両立を目指すことを指すものとする。

（１）SDGs 対応型産地づくりに向けた検討会の開催

SDGs に対応するため、先進地の視察や外部専門家の助言等をもとに、その方策等を検討するための会議を開催するものとする。また、（４）新技術の実証に取り組むにあたり、明確となった課題等の解決について、協議するための検討会を開催するものとする。

（２）マニュアル作成・情報発信

（３）の環境影響評価の実施や（４）の新技術の実証、（５）の省エネ機器設備・資材の導入において得られた知見や技術等を広く普及啓発するためのマニュアルや技術講習会資料、実証成果報告書等の作成を行う。ただし、実証成果報告書には、実証を行った省エネ機器設備・資材の機械メーカー及び型番等を成果とともに明記することとする。

（３）環境影響評価の実施

（４）の新技術の実証や（５）の省エネ機器設備・資材の導入を実施した事業実施箇所におけるA重油等の化石燃料の使用量削減等の環境負荷軽減の効果や評価について、専門家等を招いた技術指導や委託を行う。

（４）新技術の実証

SDGs に対応した新技術や、他産業で確立されているが、農業分野では、普及していないSDGsに資する技術を実証する。

（５）省エネ機器設備・資材の導入

施設園芸における化石燃料の使用量削減に資する省エネ機器設備や資材の導入を行い、化石燃料の使用量削減の実証を行う。

2 交付対象経費

交付対象経費の範囲は、別表のとおりとする。また、第 1 の 1 の取組に係る交付対象経費の具体例は、以下のとおりとする。

（１）SDGs 対応型産地づくりに向けた検討会の開催

SDGs 対応型産地づくりに向けた検討会の開催に必要な会場借料、通信運搬費、借上費、検討会資料等に必要な印刷製本費、資料購入費、消耗品費、先進地の視察等で移動に必要なガソリン代等の燃料費、外部専門家等の招へいや先進地の視察等の移動に必要な旅費、謝金、雑役務費等。

(2) マニュアル作成・情報発信

技術普及啓発に向けたマニュアル作成や情報発信の検討に必要な会場借料、通信運搬費、借上費、検討会資料等に必要な印刷製本費、資料購入費、消耗品費、外部専門家等の招へいに必要な旅費、謝金、雑役務費等。

(3) 環境影響評価の実施

環境負荷軽減について評価するために必要な備品費、会場借料、通信運搬費、借上費、資料作成等に必要な印刷製本費、資料購入費、消耗品費、外部専門家等の移動に必要な旅費、謝金、環境影響評価を実施するに当たり必要な人員に対する人件費、民間企業にコンサルタントを依頼するために必要な委託費、雑役務費等。

(4) 新技術の実証

新技術の実証の検討等に必要な会場借料、通信運搬費、新技術の実証に必要な機器資材等の借上費、資料作成等に必要な印刷製本費、資料購入費、消耗品費、機器資材等の設置等に必要な役務費、外部専門家等の移動に必要な旅費、謝金、雑役務費等。

なお、取組に必要な機器・資材等については、リースして導入する場合を基本とする。

(5) 省エネ機器設備・資材の導入

化石燃料の使用量削減に資する省エネ機器設備・資材の導入に必要な通信運搬費、借上費、資機材費、役務費、雑役務費等。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

事業実施主体は、次の要件を満たす協議会とする。

(1) 協議会は次の構成員により組織されることとし、ア及びイは、必須の構成員とする。

なお、農業協同組合、農業協同組合連合会、その他民間事業者等、実証に必要な者が構成員となることは妨げない。

また、第1の1(4)の取組を行う場合にはウも必須の構成員とする。

ア 農業者等（農業者（農業を営む個人又は法人をいう。以下同じ。）又は農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。））

なお、農業者は原則5戸以上とし、第1の1(5)に取り組まない場合は、2戸以上でもよいものとする。

イ 都道府県（普及組織又は農業試験場を含む）又は市町村。

ウ 農業用機械メーカー等の民間事業者。

(2) 協議会は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項に係る規約を協定、規約、規定等によりを定め、かつ、協議会の全ての構成員がこれに同意していること。

ア 目的

イ 代表者、代表者の権限権の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

エ 解散した場合の地位の承継者

オ 事務処理及び会計処理の方法

カ 会計監査及び事務監査の方法

キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

(3) 協議会の運営を行うための事務局を置くこと。

(4) 本事業の対象品目は、施設野菜、施設花き又は施設果樹とする。

(5) 本事業を行う意思、具体的な計画及び本事業を的確に実施できる能力を有すること。

(6) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する協議会であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

(7) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

(8) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。

2 交付率

交付金は第1の1（1）から（4）までの取組の交付率は、定額とし、第1の1（5）の取組の交付率は、2分の1以内とする。ただし、1事業申請当たりの交付金の上限額は、第1の1（4）に取り組む場合においては、第1の1（5）の取組如何に関わらず7,000万円とし、第1の1（5）のみに取り組む場合においては2,500万円とする。

第3 目標年度及び成果目標

1 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度から翌々年度とする。ただし、第1の1（5）に取り組まない場合は、事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とすることもできる。

2 成果目標

本事業の成果目標は、第1の1の事業内容に応じ、品目毎に化石燃料（A重油等）の使用量の低減割合と、単収当たりの化石燃料（A重油等）の使用量の低減割合を設定するものとする。ただし、協議会内で複数品目に取り組む場合は、それぞれの品目で成果目標を設定するものとする。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱（令和4年4月1日付け3環バ第340号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第4の2のほか、事業実施計画が実施要綱に照らして適正か否か及び効果的かつ効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、みどりの食料システム戦略推進交

付金の配分基準（令和４年４月１日付け３環バ第３４２号、３農産第３８３４号大臣官房環境バイオマス政策課長及び農産局長通知）別表２（事業実施計画に対する評価の基準）より選定するものとする。

なお、第１の１（４）の取組を行う場合は、次の条件を満たす内容となっていること。

- １ 新技術とは、他産業での技術確立の状況に拘わらず、農業においては事業申請時点で販売実績がない又は当該県内で導入事例がない機器資材等を用いたＳＤＧｓに資する技術であること。なお、従来の栽培様式と比較して、新技術のみの効果により化石燃料使用量を５０％以上低減できることが見込まれる技術を対象とする。
- ２ 新技術の実証と併せて第１の１（５）の取組を行う場合、新技術のみの効果を明確に測定できるよう実証し、第１の１（２）の実証成果報告書に記載すること。
- ３ 協議会内における農業者等、都道府県又は市町村、農業用機械メーカー等の民間事業者等の役割を明確にすること。
- ４ 新技術の実証を行う農業用機械メーカー等の民間事業者が、協議会に参画し、積極的に技術指導等を行う体制が整っていること。

第５ 留意事項

１ 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- （１）本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- （２）拠点となる事務所の借上経費
- （３）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。）第６条第１項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（４（１）のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- （４）交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- （５）都道府県又は市町村職員の人件費
- （６）経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- （７）農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：パソコン等）の導入に要する経費
- （８）本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費、その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

2 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

(1) 共通

ア 第1の1(5)に取り組む場合の助成対象は、ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備、地下水及び地中熱利用システム、二酸化炭素貯留・供給装置、多段式サーモ装置、循環扇、熱交換換気装置、局所加温装置等の化石燃料の使用量削減に寄与する農業機械等に限るものとする。

イ 事業実施主体は、農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

ウ 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。

エ 第1の1(5)に取り組む農業者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済（以下「園芸施設共済」という。）又は農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険（以下「収入保険」という。）に加入すること。

オ 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）の期間内における当該交付金の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

カ 原則、新品であるものとする。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(2) 農業機械等を導入する場合

ア 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

イ 農業機械等の導入を行った場合は、みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱（令和4年4月1日付け3環バ第341号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第22条に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(3) 農業機械等をリース導入する場合

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ア 事業実施計画に記載された利用者及び機械に係るものであること。
- イ リース事業者が納入する機械は、原則として一般競争入札で選定すること。
- ウ リース期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。
- エ 国からほかに直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械であること。
- オ リース料の助成額

リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げる a 及び b の算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

- a リース料助成額＝リース物件購入価格（税抜き）
×（リース期間／法定耐用年数）
×助成率（1／2以内の場合は当該率。定額の場合は1。）
- b リース料助成額＝（リース物件購入価格（税抜き）－残存価格）
×助成率（1／2以内の場合は当該率。定額の場合は1。）

3 省エネ設備・資材の導入等に係る留意事項

- （1）第1の1（5）を取り組む場合の助成対象は、2（1）アの農業用機械のほかに、外張多重化設備、内張多層化設備等の化石燃料の使用量削減に寄与する設備・資材に限るものとする。
- （2）事業実施主体は、省エネ設備・資材の導入等の購入先の選定に当たっては、当該省エネ設備・資材等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
- （3）第1の1（5）に取り組む場合は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済（以下「園芸施設共済」という。）又は農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険（以下「収入保険」という。）に確実に加入すること。

4 事業の着手

- （1）事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。
- ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適切な指導を受けた上で、その理由を明記したみどりの食料システム戦略推進交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第13号）を都道府県知事に提出するものとする。
- （2）（1）ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手す

るものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

5 契約の適正化

- (1) 事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。

ア 委託先が決定している場合は委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

- (2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。また、交付要綱第24の2(2)に基づき、入札等に参加する者に対して、申立書(交付要綱別記様式第2号)の提出を求めるものとする。

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画(別紙様式第4号に基づき作成されたものをいう。)に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の実施状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- 2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。
- 3 2を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。
- 4 第1の1(3)の取組で得られた成果物について、事業の実施年度の事業実施状況の報告時に提出することとする。

第7 事業成果の評価

- 1 事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。
 - (1) 事業の実証状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
 - (2) 事業実施計画に掲げた成果目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
 - (3) (2)を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策を記載すること。

- 2 実施要綱第8の1において、事業実施主体が事業評価報告書を提出する際、次の（1）から（3）までに該当する場合にあっては、事業実施主体に新技術等の普及に向けた課題等をまとめた書面を併せて提出させ、実施要綱第8の4（1）の地方農政局長等が開催する検討会において、妥当と判断された場合には、評価を終了することができることとする。
- （1）自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合
 - （2）社会経済情勢等の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
 - （3）第1の1（5）に取り組まない場合。ただし、成果目標の未達成事由が、実証に係る準備が十分でない又は実証に対する善良な管理義務を果たせなかった場合を除く。

第8 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の（1）から（3）までのいずれかから調達を受ける場合（ほかの会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象となる。

- （1）事業実施主体自身
- （2）100%同一の資本に属するグループ企業
- （3）事業実施主体の関係会社

2 利益等排除の方向

（1）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（3）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格からは利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費および一般管理費」については、それが当該調達品

に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第9 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則1年間以内とする。ただし、第1の1(4)に取り組む場合であって、検証に複数年度を要するなど特に都道府県知事が必要と認める場合にあつては、2年間の取組とすることができるものとする。

また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けるものとする。なお、各年度の交付決定は、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

2 成果物の公表

事業実施主体は、得られた成果物について、協議会に属する構成員のホームページ等で広く公表するとともに、研修会の開催等を行うことで普及に努めるものとする。さらに、公表された成果物については第三者の使用を妨げないものとする。

3 管理運営

本事業により交付金を受けて購入した機械設備等のうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該機械設備等を管理するとともに、当該機械設備等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事を経由し、地方農政局長等の承認を受けることとする。

また、事業実施主体は、本事業により交付金を受けて導入した設備等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

4 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体及び施設等の管理を委託されている管理主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体及び管理主体を十分に指導監督するものとする。

別表

費目	細目	内容	注意点
備品費		本事業を実施するために直接必要な備品の経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上とする。ただし、該当する機器等を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を締結すること。
事業費	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費	切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	本事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、資機材、ほ場等の借上費	農業機械等については、リースも対象とする。
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品 ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・試験、研修等に用いる少額な器	消耗品は物品受払簿で管理すること。

		具等	
	資機材費	本事業を実施するために直接必要な化石燃料の使用量削減に寄与する農業機械や設備、資材等に係る経費	取得単価が50万円以上の機械設備については、見積書やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該機械設備を管理する体制が整っていること。 当該機械設備を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を締結すること。
	役務費	本事業を実施するために直接必要な農業機械や設備、資材等の設置に係る経費	
	燃料費	本事業を実施するために直接必要な現地調査に使用する自動車のガソリン代に係る経費	
旅費	委員等旅費	本事業を実施するために直接必要な会議への出席、研修会等での講演や技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金	謝金	事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
	原稿料	本事業を実施するために直接必要なマニュアルの作成、研修会での講演等に必要な原稿執筆に対する謝礼に必要な経費	

賃金		本事業を実施するために直接必要な業務を目的として雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）にかかる経費	雇用通知書等により本事業のために雇用したことを明らかにすること。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
人件費		本事業を実施するために直接必要となる業務について、職員に対して支払う実働に応じた対価にかかる経費	
委託費		本事業の実施目的である事業の一部分（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	保険料	本事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費に係る事業実施主体の負担する保険料	
	租税公課	本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

- 賃金及び人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
- 上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入の場合にあっては認めないものとする。

別記5

スマート農業産地展開支援

第1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、スマート農業技術を活用して、労働力不足等の産地が抱える課題を解決しつつ、持続性の高い生産基盤の構築を図るため、次の内容を支援する。なお、事業の実施に当たっては、次の（１）から（３）の全てに取り組むものとする。

（１）推進会議の開催

都道府県、農業者又は農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。以下同じ。）（以下、「農業者等」と総称する。）、農業協同組合、ＩＣＴベンダー、農機メーカー、試験研究機関等の関係者が参画し、事業実施計画の具体化、事業の進捗管理、事業成果のとりまとめ等を行うための推進会議を開催する。

（２）スマート農業技術の実証

スマート農業技術の導入による技術・経営面への効果及び環境負荷軽減への効果を明らかにするための実証を行う。

なお、実証に必要な機器等についてはリースでの導入を基本とする。ただし、導入する機器等に改造を要するなど、リースでの導入が困難な場合に限り、購入を可能とする。また、リース導入に係る留意事項は、別添1に定めるところによるものとする。

（３）実証成果等の普及・情報発信

実証で得られた成果等を普及するため、次のアからウまでの取組を実施するものとする。

ア 標準手順書の策定

実証で得られた成果等を取りまとめ、他産地に波及できる標準手順書の策定を行う。標準手順書には、次の（ア）から（オ）までの項目を全て記載するものとする。なお、可能な限り定量的な記載に努めるものとする。

（ア）対象地域・品目・目標とする環境負荷軽減効果

（イ）導入したスマート農業技術に関する情報（特徴、仕様、価格帯等）

（ウ）実証結果及び実証で得られた成果

（エ）導入したスマート農業技術の効果（化学農薬・化学肥料の低減、有機農業の拡大、温室効果ガス削減に対する効果、労働時間の削減効果等）

（オ）導入時の留意事項

イ 研修等の開催、技術指導の実施

実証で得られた成果等を産地の農業者等が習得するため、次の研修や技術

指導を行う。

(ア) 実証ほ場等での現地研修又は技術講習会の開催

(イ) 普及組織や専門家による技術指導

ウ 情報発信

実証で得られた成果等を他産地の農業者等へ普及するため、国や地方自治体等が開催する研修会や技術講習会に積極的に参加し、標準手順書の概略版や実証成果をまとめた動画等を用いての情報発信を行う。

また、標準手順書については、都道府県のホームページに掲載するものとする。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

(1) 事業実施主体は、都道府県とする。

(2) 本事業を構成する第1の(1)から(3)までの取組は、地域協議会が行う。

地域協議会は次のアからキまでの要件を満たすこととする。

ア 農業者等、都道府県の普及組織及び農業協同組合の営農指導事業担当を必須構成員とすること。

イ 農業者等は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 地域の平均以上の生産技術力を有していると客観的に認められる農業経営を行う者であること。

(イ) 本事業終了後は、スマート農業技術を活用した経営に取り組み、環境負荷の軽減など持続性の高い生産基盤の構築を目指す意欲を有する者であること。

(ウ) 次のいずれかを満たしていること。

①現に農業を営む法人（以下「農業法人」という。）であり、又は目標年度までの間に自らが農業法人となり、若しくは農業法人を設立する計画を有していること。

②将来において農業法人を設立する意思を有し、青色申告（所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）第143条に規定する青色申告をいう。）を行っていること等により農業経営に係る経理が家計と分離され、後継者が確保されている等、農業経営の継続性が担保されていること。

ウ 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした地域協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）を定めていること。

エ 協議会規約において、一つの手続きにつき複数の者が関与する等、事務
手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執
行体制が整備されていること。

オ 地域協議会の運営を行うための事務局を置くこと。

カ 実証に必要な機器等のリース導入の実施及び会計手続を適正に行う体
制を有すること。

キ 地域協議会には、必要に応じ、議決権を持たないオブザーバーを構成員
として置くことができるものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見
を述べるすることができるものとする。

(3) 事業実施主体は、事業が円滑に運営されるよう地域協議会全体の調整を
行うものとする。また、導入したスマート農業技術の改良及び普及に取り
組むに当たっては、都道府県の普及組織及び試験研究機関がサポートする
体制を組み、事業実施主体が主導して産地全体の技術力向上を図ることと
する。

(4) 本事業の対象品目は、稲（新規需要米、種子含む。）、麦（小麦、大麦、
はだか麦）、豆類（大豆、小豆、いんげん、落花生）、いも類、甘味資源
作物、茶、野菜、花き、果樹及びその他（都道府県知事が事業実施地域に
おいて生産振興を図る必要があると認める品目）とする。野菜、花き及び
果樹については、都道府県の生産振興品目として位置付けられているもの
とする。また、複数の品目を対象品目とすることも可能とする。

2 交付率等

本事業の交付率は、定額（機械リース費に係る経費のみ2分の1以内）と
する。ただし、1事業申請当たりの交付金の上限額は、2,500万円とする。

3 交付対象経費

交付対象経費の範囲は、別添2のとおりとする。

(1) 次の取組は、交付対象としない。

ア 経費の根拠が不明確である取組

イ 履行を確認できない取組

ウ 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている
取組

エ 農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん

オ 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアの他、インターネット等による
農産物の販売促進を目的とした宣伝・広告

カ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、
フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）

キ 本体価格が50万円未満の機器等の導入（別添1の第1の1に記載の環
境モニタリング装置等（以下「モニタリング装置等」という。）を複数台
導入し、システムとして一体的に使用する場合は1つの装置とみなす。）

- ク 施設用地の整地や改良などの整備
- ケ 施設の施工等対象機器の導入以外の資産形成

第3 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則1年間以内とする。ただし、検証に複数年度を要するなど特に都道府県知事が必要と認める場合にあっては、2年間の取組とすることができるものとする。

なお、複数年度に渡って事業を実施する場合は、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。この場合、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

第4 申請できない経費等

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（第4の2（1）のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：パソコン等）の導入に要する経費
- (8) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費、その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

2 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつ

やむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、国の適切な指導を受けた上で、その理由を明記したみどりの食料システム戦略推進交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第13号）を地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから、着手するものとする。この場合において、地域協議会は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 事業実施主体は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう地域協議会に指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

3 契約の適正化

- (1) 地域協議会は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。

ア 委託先が決定している場合は委託先名

イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

- (2) 地域協議会は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。また、みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱（令和4年4月1日付け3環バ第341号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第24の2の(2)に基づき、入札等に参加する者に対して、申立書（交付要綱別記様式第2号）の提出を求めるものとする。

第5 目標年度及び成果目標

1 目標年度

本事業の目標年度は、事業採択初年度から5年後の年度とする。

2 成果目標

事業実施主体は、事業に取り組むための適切な事業実施地域を設定した上で、次の目標のうち、ア又はイのいずれか一つ及びウ又はエのいずれか一つを選択し、それぞれについて具体的な数値目標を設定する。（複数の品目を対象品目と

した場合は、それぞれについて目標値を設定すること。) なお、目標値の設定に当たっては、現状値の把握及び現状値と比較可能な数値目標を設定すること。

また、ア又はイの面積目標については、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（令和3年4月1日2生産第2455号農林水産省生産局長通知）の第4で定める要件を満たす取組を基本とするが、都道府県知事が環境負荷軽減、地球温暖化防止に高い効果があると認める取組については、面積目標に加えることを可能とする。

ア 事業実施地域の対象品目における化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組かつ温室効果ガスの削減に取り組む面積目標

イ 事業実施地域の対象品目における有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業をいう。）に取り組む面積目標

ウ 事業実施地域の対象品目における収量又は品質の向上目標

エ 事業実施地域の対象品目における労働生産性の向上目標（作業人員、作業時間、作業工程等）

第6 採択基準

本事業の採択基準は、みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱（令和4年4月1日付け3環バ第340号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第4の2のほか、事業実施計画が実施要綱に照らして適正か否か及び効果的かつ効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、みどりの食料システム戦略推進交付金の配分基準（令和4年4月1日付け3環バ第342号、3農産第3834号大臣官房環境バイオマス政策課長及び農産局長通知）別表2（事業実施計画に対する評価の基準）より選定するものとする。

第7 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

- (1) 都道府県知事は、事業実施計画の承認年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況を当該年度の翌年度の7月末までに別紙様式第12号及び別紙様式第12号別表1－2を地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の事業実施状況報告の内容について確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等、必要に応じ、都道府県知事に対して指導を行うものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の指導を行った場合は、当該指導を行った年度の12月末までに、その内容を農産局長に報告するものとする。

2 都道府県知事に対する報告徴収

地方農政局長等は、都道府県知事に対し、1に定める報告のほか、必要に応じ、

地域協議会ごとの事業実施状況について、報告を求めることができものとする。

第8 事業成果の評価

- (1) 都道府県知事は、別紙様式第12号別表1－3により事業の自己評価を行い、目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式第12号と併せて地方農政局長等に報告するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の報告を受けた場合には、遅滞なく、別紙様式第12号別表1－4により点検評価を行うものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の点検評価を行った場合は、その結果及び内容について、当該評価を行った年度の12月末までに農産局長に報告するものとする。
- (4) 農産局長は、地方農政局長等が行った点検評価結果について、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。
- (5) 地方農政局長等は、(4)により取りまとめられた最終的な評価結果について、別紙様式第12号別表1－5により公表するものとする。
- (6) 地方農政局長は、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合に都道府県知事に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから30日以内に、都道府県知事から目標達成に向けた改善計画を別紙様式第12号別表1－6により提出させるものとする。
- (7) 地方農政局長は、(6)により指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。

第9 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に地域協議会の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に地域協議会の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益排除の対象となる調達先

地域協議会が次の(1)から(3)までのいずれかから調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象となる。

- (1) 地域協議会自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 地域協議会の関係会社

2 利益等排除の方向

- (1) 地域協議会の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 地域協議会の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格からは利益相当額の排除を行う。

(注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第10 その他

1 事業の実施基準

(1) 交付対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとしなければならない。

(2) 地域協議会は、本事業の趣旨を踏まえ、事業実施で得られた成果等に関し、次のとおり対応するものとする。

ア 産地の農業者等の技術・経営の高度化に資するため、事業実施で得られたデータやノウハウ等の成果の整理や取りまとめを行い、個人情報や、公開すると知的財産権の取得等に支障をもたらす可能性がある情報等を除き、可能な限り当該データやノウハウ等の成果の公開及び普及に取り組むものとする。

イ 本事業の成果や普及の取組状況について、国又は国が依頼した第三者（以下「国等」という。）が国内の農業振興に資することを目的に情報の取扱いを明確に示して当該情報の提供を求める場合は、これに協力するものとする。また、国は、地域協議会が本事業により得た事業成果等のうち、個人情報及び公表することにより地域協議会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等を除き公表できるものとし、これらの情報を国等が公表する場合は、国等は事前に地域協議会に対し協議を行うものとする。

ウ 本事業の事業成果等は、地域協議会に帰属するものとする。ただし、ア及びイの定めにより公表された事業成果等については、第三者の使用を妨げないものとする。

- (3) 本事業で導入する機器等は動産総合保険等の保険（天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

2 知的財産権の帰属等

(1) 知的財産権の帰属

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作権、品種登録を受ける地位、育成権等）が発生した場合、次に掲げる条件を遵守することを条件に、当該知的財産権は地域協議会に帰属するものとする。

ア 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願及び取得を行った場合には、地域協議会は、遅滞なく地方農政局長等に報告するものとする。

イ 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権を利用することの許諾を地域協議会に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾するものとする。

ウ 本事業実施期間中及び本事業終了後5年の間、地域協議会は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農産局長に協議してその承諾を得るものとする。

(2) 収益状況の報告及び収益納付

ア 地域協議会は、本事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合にあっては、本事業の実施期間中の各事業年度の終了後及び事業終了年度の翌年度以降の5年間、毎年、別紙様式第14号により収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後90日以内に都道府県知事に報告するものとする。報告を受けた都道府県知事は、当該報告を受けてから30日以内に事業収益状況報告書の写しを添付して地方農政局長等に報告するものとする。

イ 地方農政局長等は、アによる報告を受け、地域協議会が本事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定により相当の収益を得たと認める場合には、交付された金額を限度として、次の算式により算定した額を国庫に納付するよう、地域協議会に命じるものとする。

納付額＝（収益の累計額－事業の自己負担額）×交付された総額／事業に関連して支出された実証経費総額－前年度までの納付額

式中の「収益の累計額」とは、知的財産権の譲渡又は実施権の設定により生じた収益額の当該年度までの累計をいう。

式中の「事業に関連して支出された実証経費総額」とは、交付された総額、事業の自己負担額及び当該知的財産権を得るために要した事業以外の実証経費の合計額をいう。

ウ 収益を納付すべき期間は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間とする。なお、地方農政局長等は、特に必要と認める場合には、収益を納付すべき期間を延長することができるものとする。

エ 収益納付の期限は、地方農政局長等が納付を命じた日から 20 日以内とする。

3 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、地域協議会が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、地域協議会に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、都道府県知事は、地域協議会に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

4 管理運営等

(1) 管理運営

本事業により導入した機器等のうち 1 件当たりの取得金額が 50 万円以上(モニタリング装置等を含む。)のものについては、耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)が経過するまでは、地域協議会による注意義務をもって当該機器等を管理するとともに、当該機器等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事を経由し、地方農政局長等の承認を受けることとする。

また、地域協議会は、本事業により導入した機器等を、常に良好な状態で管理し、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

機器等の管理は、原則として、地域協議会が行うものとする。

ただし、地域協議会が機器等の管理運営を直接行い難い場合には、都道府県知事が適当と認める者に管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、地域協議会及び機器等の管理を委託されている管理主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、機器等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、地域協議会及び管理主体を十分に指導監督するものとする。

5 事業名等の表示

本事業により導入した機器等については、本事業名等を表示するものとする。

6 AI・データに関する契約ガイドラインに準拠した契約

本事業により導入した機器等のシステムサービスの提供者（以下、「提供者」という。）が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」

（令和２年３月農林水産省策定。以下「GL」という。）で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、地域協議会は、その提供者との間でデータ等の取扱い等について、GL に準拠した契約を締結すること。

7 オープン API の要件化

本事業により導入するトラクター、コンバイン又は田植機は、API※を自社のweb サイトや農業データ連携基盤（WAGRI）への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は令和４年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することを要件とする。

※API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらぬ。

別添 1（第 1 の 1 関係）

事業実施に必要な機器等のリース導入に係る留意事項

第 1 補助対象の基準

スマート農業産地展開支援の事業実施に必要な機器等のリース導入に要する経費であって、事業の効果的な実施を図る観点から、次の基準を満たすものとする。

1 補助対象機器等は次のとおりとする。

【土地利用型作物、果樹等】

自動操舵農機（後付け装置を含む）、無人自動走行農機、小型農業ロボット、可変施肥機（可変施肥田植機を含む）、収量コンバイン、リモコン草刈機、自動水管理システム、土壌データセンサー、農業用ドローン及びその他自動航行機能を有する農業用無人航空機、RTK-GNSS基地局、営農支援ソフト 等

【施設園芸作物】

ヒートポンプ、木質バイオマスボイラー、環境モニタリング装置、養液栽培装置、換気装置、複合環境制御装置、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、省力かん水施肥装置、点滴かん水施肥装置、底面給水施設、立体栽培施設、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、細霧冷房設備、除湿装置、炭酸ガス発生装置 等

上記のほか、都道府県知事が、産地での高度利用に資する省力化や環境負荷低減の観点から、実証に必要と認める機器について導入できるものとする。

2 本体価格が50万円以上の機器等であるものとする。

3 原則、新品であるものとする。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

第 2 対象地域

事業実施に必要な機器等のリース導入の対象地は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法第3条第1項に規定する生産緑地地区のほか、長期にわたり安定して営農が継続されることが確実と見込まれ、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、上記の区域以外も主たる受益地とすることができるものとする。

第3 機器等のリース導入に係る留意事項

本事業の対象とするリース契約（地域協議会と、地域協議会が導入する補助対象機器の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）との間で締結するリース物件に関する賃貸借契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 地域協議会は、交付決定後、リース事業者に機器等を納入する事業者を、原則として一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させた上で選定することと決定するものとし、選定に当たっては、事業費の低減を図らなければならない。
- 2 リース料総額からリースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）を差し引いた額によりリース料を支払うものであることとする。また、当該リース契約における契約者、リース物件及びリース期間が、リース導入計画の内容と同一であることとする。
- 3 リース期間は、本事業の事業実施期間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内であることとする。
- 4 リース契約を締結するリース事業者の議決権又は出資に占める地域協議会の割合が半数未満であることとする。
- 5 リース事業者が債務超過でないこととする。
- 6 リース契約期間中にリース契約書の記載内容を変更した場合、地域協議会は、都道府県に対してリース契約の変更を届け出るものとする。
- 7 リース料助成額については、次の算式によるものとする。

なお、リース物件価格には、リース導入に係る工事費等諸経費を含むことができるものとする。

「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜き）×助成率（1／2以内の場合は当該率。）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。なお、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とするものとする。

リース期間は地域協議会がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数点以下3位の数字を四捨五入して小数点以下2位で表した数値とする。

・「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」÷「法定耐用年数」）×助成率（1／2以内の場合は当該率。）

$$\bullet \text{ 「リース料助成額」} = \left(\left(\text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \left(\text{「残存価格（税抜き）」} \right) \right) \times \text{助成率} \left(1 / 2 \text{ 以内の場合は当該率。} \right)$$

第4 事業の実施基準

1 リース料助成金の支払

都道府県は、リース契約に基づき機器等が地域協議会に導入され、当該地域協議会からリース料助成金の支払請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、第3の7により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく地域協議会にリース料助成金を支払うものとする。

2 リース料助成金の返還等

都道府県は、地域協議会に支払ったリース料助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、リース料助成金の一部若しくは全部を減額し、又は地域協議会に対し、既に支払ったリース料助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

本事業において導入した機器等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合についても同様とする。

第5 オープンAPIの要件化について

本事業により導入するトラクター、コンバイン又は田植機は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤（WAGRI）への表示等を通じて、データ連携できる環境を整備していること、又は令和4年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することを要件とする。

※API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※なお、トラクター、コンバイン、田植機のうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。

別添 2（第 2 の 3 関係）

交付対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な実証、調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器等については、見積書（原則 3 社以上、該当する機器等を 1 社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、地域協議会による注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、地域協議会が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号（農林水産大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。

事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	事業実施主体及び地域協議会が会議室を所有している場合は、その会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実証機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資材費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほ場の設置、実証等に係る掛かり増し資材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・新技術等のモデル導入に係る資材費	資材は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証等に用いる低廉な器具等	消耗品は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	現地調査等に使用する自動車のガソリン代の経費	

旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議等の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	事業を実施するために直接必要な地域協議会が行う各種調査、実証、打合せ、調査結果報告等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集、標準手順書の作成に要する原稿筆耕料等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体及び地域協議会に従事する者に対する謝金は認めない。 ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者に委託するために必要な経費	・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・地域協議会に従事する者に発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とはなり得ない分析、試験、加工、改良、施工等を専ら行う経費	

雑役務費	手数料	・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・ 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

(注1) 事業の有無にかかわらず事業実施主体及び地域協議会で具備すべき備品・物品等の購入費は、上記の経費であっても認めないものとする。

(注2) 交付対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともにほかの事業等の会計と区分すること。

別記 6

地域循環型エネルギーシステム構築

第 1 事業内容等

1 事業内容

(1) 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

太陽光などの地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のため、営農型太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）の設置下において収益性の確保が可能な作目の導入や栽培体系の確立に向け、地域で最も効果的な設備の導入について、次の取組の支援を行う。なお、本事業の実施に当たっては、アの取組は必ず行わなければならないものとする。

ア 推進会議の開催

都道府県、市町村、営農型太陽光発電の知見を有する者、農業者、農業委員会、農業者の組織する団体、発電事業者、電気の供給先、近隣住民等の関係者が参画し、地域循環型エネルギーシステムを構築するため、①地域ごとの条件に適した発電設備下における作目や栽培体系の検討、②発電設備の遮光率や強度・設置場所の検討、③発電した電気を地域で利用するモデルの検討、事業の進捗管理及び事業成果のとりまとめ等を行うための推進会議を開催する。推進会議には、農業者、発電事業者及び都道府県又は市町村は必ず参画するものとする。

イ 発電設備の導入

アの検討の結果、最適化された発電設備を事業実施主体又は事業実施計画に定めた構成員（以下「設備導入者」という。）において導入する。

(2) 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用の促進に向けて次の取組の支援を行う。

ア 実現可能性調査

混合利用の実現性を確認するとともに、木質バイオマス発電業者等の経済性、課題等を整理するため、次の（ア）及び（イ）を実施する。

（ア）経済性の検討

混合利用に必要な費用の調査を行う。（既存ボイラーにおいて形式等の仕様・運用実態等、未利用資源の分別・破砕等を行う前処理施設の導入や収集・運搬など）

（イ）課題・対応策の検討

木質バイオマス発電事業者、農林漁業者の組織する団体、地方公共団体等関係者への聞き取り等による課題の抽出、情報収集を行い、（ア）及びイより得られた成果を踏まえて課題の解決方法及び未利用資源導入

の有効性の検討を行う。

イ 実証調査

未利用資源の混合利用による炉への影響及び混合利用による効果の検証と課題や対応策を検討する。

ウ 報告書作成

ア及びイの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成する。

2 交付対象経費

交付対象経費の範囲は別添のとおりとし、交付対象経費の具体例は次のとおりとする。

- (1) 1 (1) アの推進会議の開催に要する会場借料、推進会議構成員に対する旅費、知見を有する者等への謝金等及びイの発電設備の導入のための経費
- (2) 1 (2) ア及びイに必要な関係者への聞き取り等に要する旅費、指導を依頼する専門家に対する謝金等、実証調査する施設の運転経費及び調査後のメンテナンス費、検討に要する一部又は全部の実施の委託に要する委託費

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

(1) 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

本事業の事業実施主体は、以下に掲げる全ての要件を満たす協議会、都道府県又は市町村とする。

事業実施主体が都道府県又は市町村の場合、地域の関係者が参画した地域共生型の営農型太陽光発電設備の導入を図るため、事業終了時まで同様の協議会を組織しなければならないものとする。

なお、1 事業内容 (1) アのみを行う場合は、第2の1 (2) で定める団体等でも事業実施主体となることができる。

ア 協議会の要件

(ア) 農業者、発電事業者及び都道府県又は市町村を必須構成員とすること。

(イ) 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）を定めていること。

イ 協議会の構成員の要件

発電設備を導入する構成員は、次の条件を満たす者とする。

(ア) 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。

(イ) 本事業終了後も、引き続き、発電設備下においてより高い収益性が確

保できる営農方法や、地域内におけるより効果的な電気の活用方法の試行に協力する意欲を有すること。

(2) 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

本事業の実施主体は、地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。）の協議の上、特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）をいう。以下同じ。）であつて、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。

イ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であつて、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

ウ 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

エ 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。

オ 特認団体は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

（ア）主たる事務所の定めがあること。

（イ）代表者の定めがあること。

（ウ）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

（エ）年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

2 交付率

(1) 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

本事業の交付率は、定額（太陽光発電設備機器に係る経費のみ2分の1以内）とする。

(2) 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

本事業の交付率は、定額とする。

第3 目標年度及び成果目標

1 本事業の目標年度は、事業実施年度とする。

2 成果目標

(1) 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

本事業の成果目標は、協議会において、地域にとって最適な営農方法や電力供給について2回以上検討を実施し、1事例以上の設備導入又は地域モデルの整理を行う。

(2) 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

本事業の成果目標は、未利用資源の木質バイオマス発電所等への導入に対する課題や対応策を1事例以上整理する。

第4 採択基準

1 採択基準

本事業の採択基準は、みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱（令和4年4月1日付け3環バ第340号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第4の2のほか次のとおりとする。

(1) 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

ア 第1の1（1）アの取組を必ず実施する計画となっていること。

イ 地域農業の特色や電力需要等を踏まえた発電設備の実証・導入又は地域モデルの構築までを確実に遂行できる計画となっていること。

ウ 事業実施主体及びその構成員は、営農型太陽光発電に関係する知見や経験を有している者による体制が確保されていること。

エ 事業運営に必要な関係法令等の許認可を取得していること。

オ 営農型太陽光発電を活用することにより、地域の課題解決につながること。

オ モデルとして広く一般的に取り扱えるような計画であること

(2) 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

ア 事業実施主体が木質バイオマス発電所等を運用若しくは管理している団体であること又は地域循環資源の木質バイオマス発電事業等に関する十分な専門的知見及び経験を有していること。

第5 申請できない経費等

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

(1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

(2) 拠点となる事務所の借上経費

(3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179

号) 第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)の前に発生した経費(2の(1)のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。)

- (4) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額)
- (5) 都道府県又は市町村職員の人件費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- (8) 太陽光発電設備一式以外の設備経費(蓄電池等)
- (9) 建物等設備の建設及び不動産取得に関する経費
- (10) 既存設備及び機械器具の取壊しや撤去に係る経費
- (11) 事業成果の普及に係る経費
- (12) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (13) 系統連系する場合の系統への接続費用

2 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県等(事業実施主体が都道府県である場合、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては該当都府県を管轄する地方農政局をいう。以下同じ。)の適切な指導を受けた上で、その理由を明記したみどりの食料システム戦略推進交付金に関する交付決定前着手届(別紙様式第13号)を都道府県知事等(事業実施主体が都道府県である場合、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては該当都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

- (2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県等は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

3 契約の適正化

- (1) 事業実施主体は、本事業の一部又は全部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を本事業実施計画の「第2 事業費総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。
- ア 委託先が決定している場合は、委託先名
 - イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費
- (2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。また、みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱（令和4年4月1日付け3環バ第341号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第24の2（2）に基づき、入札等に参加する者に対して、申立書（交付要綱別記様式第2号）の提出を求めるものとする。

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から事業実施計画の目標年度までの間、毎年度、本事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事等に報告するものとする。

- (1) 事業の実施状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- (2) 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ記載すること。
- (3) (2) を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。

第7 事業成果の評価

事業実施主体は、事業終了年度の翌年度及び事業実施計画の終期の翌年度において、本事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事等に報告するものとする。

- (1) 事業の達成状況については、本事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- (2) 本事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。

- (3) (2) を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

第8 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の（１）から（３）までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

- （１）事業実施主体自身
- （２）100％同一の資本に属するグループ企業
- （３）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

（２）100％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第9 売電による収益状況の報告

営農型太陽光発電のモデル的取組支援事業で、交付金により発電設備を導入した設備導入者は、協議会の外の者に売電を行ったことにより収益が発生した場合、当該年度分の売電収益について、事業実施初年度の翌年度から5年間、毎年度、電気事業者からの入金完了後2月以内に、別紙様式第14号により地方農政局等に報告するものとする。

第10 知的財産権の帰属等

1 知的財産権の帰属

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作権、品種登録を受ける地位、育成権等）が発生した場合、次に掲げる条件を遵守することを条件に、当該知的財産権は事業実施主体等に帰属するものとする。

ア 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願及び取得を行った場合には、事業実施主体等は、遅滞なく地方農政局長等に報告するものとする。

イ 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権を利用することの許諾を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾するものとする。

ウ 本事業実施期間中及び本事業終了後5年の間、事業実施主体等は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に地方農政局長等に協議してその承諾を得るものとする。

2 収益状況の報告及び収益納付

(1) 事業実施主体等は、本事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合にあっては、本事業の実施期間中の各事業年度の終了後及び事業終了年度の翌年度以降の5年間、毎年、別紙様式第14号により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後90日以内に都道府県知事等に報告するものとする。報告を受けた都道府県知事等は、当該報告を受けてから30日以内に事業収益状況報告書の写しを添付して地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 収益納付

ア 地方農政局長等は、事業実施主体等が本事業に係る知的財産権の譲渡又は実施権の設定により相当の収益を得たと認める場合には、交付された交付金の額を限度として、次の算式により算定した額を国庫に納付するよう、事業実施主体等に命じるものとする。

納付額＝（収益の累計額－事業の自己負担額）×交付された総額／事業に関連して支出された実証経費総額－前年度までの納付額
式中の「収益の累計額」とは、知的財産権の譲渡又は実施権の設定により生

じた収益額の当該年度までの累計をいう。

式中の「事業に関連して支出された実証経費総額」とは、交付された総額、事業の自己負担額及び当該知的財産権を得るために要した事業以外の実証経費の合計額をいう。

イ 収益を納付すべき期間は、交付金事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。なお、地方農政局長等は、特に必要と認める場合には、収益を納付すべき期間を延長することができるものとする。

ウ 収益納付の期限は、地方農政局長等が納付を命じた日から20日以内とする。

第11 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間は、1年以内とする。

2 成果物の公表

営農型太陽光発電のモデル的取組支援事業の事業実施主体は、本事業の趣旨を踏まえ、事業実施で得られた成果等に関し、次のとおり対応するものとする。

ア 事業実施主体は、地域循環型エネルギーシステムの構築に資するため、本事業の実施により得られたデータやノウハウ等の成果を地域の関係者が活用できるよう取りまとめを行い、個人情報や、公開すると知的財産権の取得等に支障をもたらす可能性がある情報等を除き、可能な限り当該データやノウハウ等の成果の公開及び普及に取り組むものとする。

イ 本事業の成果や普及の取組状況について、国又は国が依頼した第三者（以下「国等」という。）が国内の農業振興に資することを目的に情報の取扱いを明確に示して当該情報の提供を求める場合は、これに協力するものとする。また、国等は、事業実施主体が本事業により得た事業成果等のうち、個人情報及び公表することにより事業実施主体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等を除き公表できるものとし、これらの情報を国等が公表する場合は、国等は事前に事業実施主体に対し協議を行うものとする。

ウ 本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、ア及びイの定めにより公表された事業成果等については、第三者の使用を妨げないものとする。

3 発電設備の管理主体

営農型太陽光発電のモデル的取組支援事業において導入した発電設備の管理は、設備導入者がこれを行うものとする。

4 発電設備の処分制限

営農型太陽光発電のモデル的取組支援事業の設備導入者は、本事業により導

入した設備等について、その処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）別表に規定する処分制限期間をいう。以下同じ。）内に、当該設備等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより、地方農政局長等の承認を得なければならない。

5 固定価格買取制度の取扱

営農型太陽光発電のモデル的取組支援の設備導入者は、処分期限期間中は、固定価格買取制度又は電力市場と連動した買取制度による売電は行わないこと。ただし、交付の目的を達成し、処分制限期間が終了した設備等については、この限りではない。

6 発電した電力の取扱

営農型太陽光発電のモデル的取組支援事業において、本事業により導入した発電設備を用いて発電した電力に関しては、原則協議会内で利用すること。やむを得ず、協議会の外の者に売電する場合は、処分制限期間中は、実施要綱第 9 によりその収益を国に納付すること。

7 発電設備の管理運営

営農型太陽光発電のモデル的取組支援事業の設備導入者は、本事業において、交付金で取得した財産について、本事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に沿って効率的な運用を図るものとする。

8 指導等

地方農政局長等は、次に掲げる事由を確認するため、営農型太陽光発電のモデル的取組支援事業の事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体等が、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がないと認めるときは本事業の交付の中止又は既に交付した本事業の交付金の全部または一部についての返還を命ずることができるものとする。

ア 本事業において、導入した発電設備を用いて発電した電気を

固定価格買取制度により売電していることが明らかになったとき

イ 成果目標達成のための取組が継続していないこと及び適切な管理が行われていないことが明らかになったとき

9 不用額の返還

国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

10 不正行為等に対する措置

都道府県知事等は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を

した場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、都道府県知事等は、事業実施主体に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

(別添)

営農型太陽光発電のモデル的取組支援

費目	細目	内容	留意事項
賃金	人件費	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	「補助事業等の実施に要する人件費等の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業を実施するために直接必要な業務に従事したことが分かる出面表等を整理すること。 雇用通知書等により、本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当ては認めない。
謝金	報償費（謝礼金）	事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
旅費	普通旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体の日額旅費	
	特別旅費	調査旅費：事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う各種調査等に必要な経費 委員旅費：事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
事業費	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の経費で、機械・備品に該当しない物品の購入費 ・短期間（事業実施期間内）又は	消耗品は物品受払簿で管理すること。

		一度の使用によって消費されその効用を失う廉価な物品の経費 ・USB メモリ等の廉価な記憶媒体 ・検証等に用いる廉価な器具等	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	切手は、物品受払簿で管理すること。電話等の通信費については、基本料を除く。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	筆耕翻訳料	海外文献の翻訳等に係る経費	
	使用料及び賃借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 事業を実施するために直接必要な物品等を利用する場合の使用料、借料及び損料となる経費	事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分又は全部を他の者に委託するために必要な経費	委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的業務に限り、実施できるものとする。 委託先の選定は一般競争等、適切な手続きのうえ決定すること。 全部を委託する場合、監督職員を配置し、適切に管理すること。 民間企業内部で社内発注を行う場合は利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
備品費		事業を実施するために必要な実証及び機械導入に係る費用（原則として購入するものとする）	太陽光発電設備一式（太陽光パネル、架台、パワーコンディショナー、交流集積箱、延長ケーブル（工事に係る費用も含

			む。))
--	--	--	--------

(別添)

未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

費目	細目	内容	留意事項
賃金	人件費	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	「補助事業等の実施に要する人件費等の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業を実施するために直接必要な業務に従事したことが分かる出面表等を整理すること。 雇用通知書等により、本事業にて雇用したことを明らかにすること。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当ては認めない。
謝金	報償費（謝礼金）	事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 事業実施主体の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
旅費	普通旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体の日額旅費	
	特別旅費	調査旅費：事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う各種調査等に必要な経費 委員旅費：事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
事業費	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の経費で、機械・備品に該当しない物品の購入費 ・短期間（事業実施期間内）又は	消耗品は物品受払簿で管理すること。

		一度の使用によって消費されその効用を失う廉価な物品の経費 ・USB メモリ等の廉価な記憶媒体 ・検証等に用いる廉価な器具等	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	切手は、物品受払簿で管理すること。電話等の通信費については、基本料を除く。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	筆耕翻訳料	海外文献の翻訳等に係る経費	
	使用料及び賃借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 事業を実施するために直接必要な物品等を利用する場合の使用料、借料及び損料となる経費	事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	サンプル提供費	実証調査に必要な未利用資源の購入・運搬に必要な経費	
	性状分析費	未利用資源及び未利用資源との混合使用した資材の利用前・利用後の性状を分析するために必要な経費	
	実証調査費	混合利用における施設の運転経費及び調査後のメンテナンス費	日常及び定期的なメンテナンスは除く
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部又は全部を他の者に委託するために必要な経費	委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的業務に限り、実施できるものとする。 委託先の選定は一般競争等、適切な手続きのうえ決定すること。 全部を委託する場合、監督職員を配置し、適切に管理するこ

			と。 民間企業内部で社内発注を行う 場合は利潤を除外した実費弁済 の経費に限るものとする。
印刷製本費		報告書の作成に必要な経費	

別記 7

バイオマス地産地消の推進

第 1 事業内容等

1 事業内容

家畜排せつ物、食品廃棄物等のバイオマスの活用は、農山漁村の活性化や農林漁業者の所得向上に貢献するとともに、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現に向けて重要な取組である。みどりの食料システム戦略においても、バイオマス等による地産地消エネルギーマネジメントシステムの構築が掲げられている。このような中、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、エネルギーの調達における環境負荷軽減を推進するため、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けた調査・設計を支援するとともに、バイオ液肥の地域内利用を進めるため、液肥散布車の導入やメタン発酵後の副産物であるバイオ液肥及び食品リサイクルたい肥等（以下「バイオ液肥等」という。）の散布実証のための取組を支援する。

（1）事業化の推進

ア 調査支援

バイオマス利活用施設の導入促進のため、バイオマス利活用施設の導入可能性の有無についての調査に対する支援。

イ 基本設計支援

バイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる基本的な設計に対する支援。

ウ 実施設計支援

バイオマス利活用施設の整備に当たり必要となる実施設計に対する支援。

エ 協議・手続支援

バイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる関係者との協議や各種手続に対する支援。

（2）効果促進対策

バイオマス利活用施設の効果を最大限発揮するため、施設整備済み（施設が完成見込みである場合を含む。）のバイオマス利活用施設において、熱電併給による農業ハウス等への熱供給、災害時のレジリエンス強化、新たな原料の混合利用等によるエネルギー利用効率改善及び原料調達の多様化、副産物の有効利用等、全国的な課題について改善案を検討・検証し、課題解決を図る取組に対する支援。

（3）バイオ液肥散布車の導入

バイオマス利活用関連施設を効果的に運営するため、メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の運搬・散布に必要なバイオ液肥散布車の購入又はリー

ス方式による導入を支援する（本体価格が 50 万円以上のものを支援対象とする。また、目的以外に使用可能な汎用性のあるものは支援対象から除く。）。

（４）メタン発酵バイオ液肥等の利用促進

バイオ液肥等を肥料としてほ場で利用するに当たって、実際には場にバイオ液肥等を散布し、肥料としての効果を分析・実証するために必要な次の取組を支援。

ア 肥効分析

現地調査・実証で用いるバイオ液肥等について、肥効分析を行う。

イ 現地調査・実証

現地におけるバイオ液肥等の肥料散布調査・実証を行う。

ウ 普及啓発資料作成・サンプル提供

ア及びイの結果を用いた普及啓発資料の作成・配布、バイオ液肥等のサンプル提供等を行う。

エ 研修会等開催

アからウまでの結果を用いた研修会等を行う。

オ 報告書作成

アからエまでの成果を取りまとめ、報告書を作成する。

2 交付対象経費

（１）１（１）、（２）、（４）の場合

人件費（１（１）、（２）、（４）に直接従事するものの人件費（補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知））に基づき算出される経費）、報償費（謝礼金）、旅費（普通旅費、特別旅費（調査旅費、委員旅費））、消耗品費（機械・備品に該当しない物品の購入費）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料、雑役務費、印刷製本費）、委託料（コンサルタント等の委託料）、使用料及び賃借料（会議用会場、物品等の使用料、借料及び損料）

（２）１（３）の場合

購入費（備品類の購入費を除く。）、リース方式による導入に係る費用

第 2 事業実施主体等

1 事業実施主体

地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等の協議の上特に必要と認める団体（以下「特認

団体」という。)をいう。以下同じ。)であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- (5) 特認団体は、法人でない団体であって、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

2 交付率

第1の1（1）及び（3）の交付率については、交付対象事業費の2分の1以内とし、第1の1（2）及び（4）の交付率については、定額とする。ただし、第1の1（1）、（2）、（3）及び（4）について、1事業申請当たりの交付金の額の上限は、500万円とする。

第3 目標年度及び成果目標

- 1 本事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする。ただし、第1の1（1）の事業の目標年度は、バイオマス利活用施設の完了から3年経過した年度とする。
- 2 成果目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

第4 採択基準

本事業の採択基準は、みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱（令和4年4月1日付け3環バ第340号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第4の2のほか、次に掲げるとおりとする。

1 事業化の推進

- (1) 導入予定のバイオマス利活用施設について、別記8-1バイオマス地産地

消施設整備の第1の1に掲げる事業内容と整合し、利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等に関してモデル性があり、施設整備事業実施による波及効果が認められること。

(2) 当該事業の実施により、バイオマス利活用施設の導入が見込まれること。

2 効果促進対策

(1) 施設整備済み（施設が完成見込みである場合を含む。）のバイオマス利活用施設を対象にした取組であるとともに、次に掲げるいずれかの課題解決を図るものであり、バイオマス利活用施設を活用した実証調査及び検証を伴うものであること。

ア 熱電併給による農林水産関係施設への供給等に取り組む場合

イ 災害時のレジリエンス強化のため、災害を想定した実証に取り組む場合

ウ 新たな原料の混合利用等により、発電効率の改善や原料調達の多様化に取り組む場合

エ エネルギー利用後の副産物（二酸化炭素や発酵残渣）の利用拡大・高付加価値化に取り組む場合

(2) 取組内容及びその結果を報告書（目的、調査概要、実証調査の内容、実証結果、実証結果を踏まえた対応策等を含むものとする。）としてとりまとめること。

3 バイオ液肥散布車の導入

実施要綱第4の2のとおりとする。

4 メタン発酵バイオ液肥等の利用促進

実施要綱第4の2のとおりとする。

第5 申請できない経費等

1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

(1) 事業化の推進

ア 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費

イ 既存施設及び機械器具の取壊しや撤去に係る経費

ウ 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

エ 拠点となる事務所の借上経費

オ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

カ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（2の（1）のただし書により交付決定の前に着手した場合を

除く。)

キ 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）

ク 自力又は他の補助事業等によって整備に着手した施設、機械器具に係る経費

ケ 第 1 の 1（1）ウについては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度又は電力市場と連動した買取制度を活用して売電するための発電設備に係る経費

コ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

（2）効果促進対策

（1）に定める事項と同じ。

（3）バイオ液肥散布車の導入

（1）に定める事項と同じ。

（4）メタン発酵バイオ液肥等の利用促進

ア 建物等施設の建設、機械若しくは器具の取得又は不動産取得に関する経費

イ 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

ウ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

エ 交付決定前に発生した経費（2 の（1）のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）

オ 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）

カ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

キ 施設・設備等の詳細設計のための経費

ク 新技術の実用可能性を判断するための実証試験費

ケ 海外への渡航、滞在等のための経費

2 事業の着手

（1）事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつや

むを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記したみどりの食料システム戦略推進交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第13号）を都道府県知事に提出するものとする。

- (2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

3 契約の適正化

事業実施主体が民間団体等の場合であつて、他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる資料をみどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマス地産地消の推進）実施計画書（別紙様式第7号）に添付し、都道府県知事の承認を得るものとする。

- (1) 委託先及び委託先の会社概要（委託先が決定している場合に限る。）
(2) 委託契約書の案（委託する事業の内容及びそれに要する経費）

第6 事業実施状況の報告

- 1 実施要綱第7の1の規定により、事業実施主体は、事業完了後速やかに、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告することとする。なお、作成に当たっては、みどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマス地産地消の推進）実施計画書（別紙様式第7号）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況の報告書に添付することとする。また、第1の1(2)の事業にあっては、第4の2(2)イに基づき作成した報告書を併せて添付することとする。
- 2 1の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する一般的な項目（別紙様式第12号に規定されている項目）について、具体的に作成するものとする。
- 3 農林水産省及び地方農政局等は、あらかじめ都道府県知事に連絡した上で、実施要綱第7の3の規定に基づき報告のあった第1の1(2)の事業に関する事業成果を公表できるものとする。

第7 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標の

達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況について、事業目標及び事業目標の達成率を踏まえ記載すること。
- (2) (1) を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

第8 整備状況の報告

事業実施主体は、第1の1(1)イ、ウ及びエを実施した場合には、バイオマス利活用施設の整備後、速やかにみどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマス地産地消の推進）に関する整備状況報告書（別紙様式第15号）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

第9 リース方式における留意点

第1の1(3)において、リース方式による場合の留意事項は、次のとおりとする。

1 リース料助成額

リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{リース物件購入価格（税抜）} \times \text{助成率（1／2以内）}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合にあっては、そのリース料助成額については、次の①の算式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にはそのリース料助成額は次の②の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にあっては、そのリース料助成額については、次の①及び②の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{①「リース料助成額」} = \text{リース物件購入価格（税抜）} \times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \times \text{助成率（1／2以内）}$$

$$\text{②「リース料助成額」} = (\text{リース物件購入価格（税抜）} - \text{残存価格}) \times \text{助成率（1／2以内）}$$

2 リース期間

リース期間は、成果目標年度末までの期間以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数

をいう。) 以内とする。

3 事業実施結果に係る報告

実施要綱第7の1に定める事業実施結果に係る報告については、報告書の提出に際して次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) リース契約書の写し
- (2) 導入する設備・機器の売買契約書又は注文請書の写し
- (3) 物件借受証又はこれに類する書類の写し
- (4) 本事業に係る設備・機器の導入が確認できる写真等

4 事業実施上遵守すべき事項

- (1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第8条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約を、リースを提供する事業者（以下「リース事業者」という。）と締結すること。

- (2) (1) のリース契約においては、次の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払いに係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払い回数で除した額とすること。

- (3) リース料の支払

ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別紙様式第16号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から5年間保管すること。

5 指導等

本事業のバイオ液肥散布車の導入においてリースで導入した設備・機器が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができる。

第10 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付

金の交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の（１）から（３）までのいずれかから調達を受ける場合（他の会社を経由する場合、いわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

（１）事業実施主体自身

（２）100%同一の資本に属するグループ企業

（３）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第11 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則1年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するもので

はなく、予算上やむを得ない場合には、減額等を行う。

また、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

2 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次の施策との連携等に配慮するものとする。

- (1) 「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた事業化プロジェクト
- (2) 「都道府県バイオマス活用推進計画」又は「市町村バイオマス活用推進計画」に位置付けられた取組
- (3) 「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画に位置付けられた取組

3 事業実施計画の添付資料

事業実施主体が作成するみどりの食料システム戦略推進交付金（バイオマス地産地消の推進）実施計画書（別紙様式第7号）には、次の書類を添付するものとする。

(1) 事業実施主体の概要が分かる資料

ア 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）、直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く。）である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料

ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあっては、みどりの食料システム戦略推進交付金の特認団体認定申請書（別紙様式第12号）

ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出すること。

(2) 利用しようとする技術の概要を示す資料（様式任意）

(3) 金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）

4 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付金の執行に当たって、次の条件を遵守するものとする。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、実施要綱及びみどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱（令和4年4月1日付け3環バ第341号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うものとする。特に、交付申請書の

作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行うこと。

(2) 交付金の経理

交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 事業実施主体は、交付金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に基づき、適正に執行すること。

イ 事業実施主体は、交付金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

ウ 事業実施主体は、事業の完了後、交付要綱に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、交付金受領後 1 か月を目途に請求元の事業者への支払を励行するものとし、支払が完了したときには、その旨を都道府県知事に報告すること。

エ 事業実施主体は、金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

都道府県知事は、事業実施主体が自己負担分の確保ができず、事業の遂行ができないことが明らかな場合には、交付決定の取消しを行うことがあるものとする。また、都道府県知事は、必要に応じて事業実施主体の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあるものとする。

バイオマス地産地消施設整備

第 1 事業内容等

1 事業内容

家畜排せつ物、食品廃棄物等のバイオマスの活用は、農山漁村の活性化や農林漁業者の所得向上に貢献するとともに、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現に向けて重要な取組である。みどりの食料システム戦略においても、バイオマス等による地産地消型エネルギーマネジメントシステムの構築が掲げられている。このような中、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、エネルギーの調達における環境負荷軽減を推進するため、家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けた施設整備に対して支援する。

(1) バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策（生産基盤強化モデル）

農業生産活動から発生するバイオマスを活用してエネルギーと肥料等の複合利用を実現するために必要な施設の整備

(2) 地域資源循環の高度化（地域一体モデル）

バイオマスを軸とした、環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりに向けて、地域における複数のバイオマスの組み合わせや、他の再エネ源も活用しつつ、地域のエネルギー自給を目指すために必要な施設の整備

(3) バイオマス新技術活用モデルの構築（スマート技術モデル）

これまで利用が進んでいない地域資源や新技術の活用により、農林漁業者や農山漁村に新たな所得や付加価値を生み出す取組に必要な施設の整備

2 交付要件

大規模停電等の発生時に、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することができる施設を整備するとともに、地方自治体の地域防災計画協定に位置付けられる等、災害時の地域レジリエンスの強化に貢献する事業実施計画となっていること。

3 対象施設

(1) 新設施設

事業採算性が確保できると認められる施設及びこれら施設の附帯施設

(2) 成果拡大施設

エネルギー変換効率の向上や製造コストの低減、災害時対応等の成果拡大のために必要なバイオマス利活用施設であって、事業採算性が確保できると認められる施設の増設・改造

第 2 事業実施主体等

1 事業実施主体

事業実施主体は、地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- （１）本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- （２）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- （３）本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- （４）日本国内に所在し、事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- （５）事業の実施に関し、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等の事業実施に必要かつ十分な組織体制を有していること。

2 交付率

交付対象事業費の２分の１以内とする。

第３ 目標年度及び成果目標

みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱（令和４年４月１日付け３環バ第３４０号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第４の１の定めにより、整備事業の実施に当たって事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び達成すべき成果目標の目標年度は、次に掲げるとおりとする。

1 成果目標の内容

地域のバイオマスを活用して得られる成果物の利用量等（生産した再生可能エネルギーの利用量等）について適切に設定するものとする。

なお、成果拡大施設の場合は、増設・改造により拡大する量や非常時における効果について記載すること。

2 達成すべき成果目標の基準

地域バイオマスを活用した産業化や地域への利益還元等の取組の強化の観点から適切に設定するものとする。

3 目標年度

施設整備完了から３年経過した年度とする。

第４ 採択基準

事業の採択基準は、実施要綱第4の2のほか、次のとおりとする。

1 事業実施の実現性

(1) 農林水産業の振興等への貢献

事業実施により地域の農林水産業の振興や農山漁村の活性化の効果が見込まれること。

(2) 原料調達の安定性、持続性

原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。

(3) 導入技術の妥当性

導入技術が事業の目標を達成するための技術として妥当であること。

(4) 販路の安定性、持続性

製造された製品等の販路、利用先の確保が見込まれること。

(5) 施設規模等の妥当性

ア 施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。

イ 事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。

(6) 事業費の適正性

実施要綱第5の1の定めにより作成する事業実施計画の事業費の算定が、次のア又はイにより行われていること。

ア 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。

イ 原則、3社以上の相見積もりにより事業費の算定を行っていること。

なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積もり結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。

(7) 事業収支の妥当性

ア 施設稼働後3年以内に事業収支が黒字となる計画であること。

イ 事業収支計画の基礎となる単価等が適正かつ妥当であること。

ウ 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。

エ 施設の法定耐用年数期間内のIRR（内部収益率）が1%以上となる計画であること。

オ 第6の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

(8) 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し

ア 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。

イ 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。

ウ 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。

エ 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること。

(9) 第3により設定した成果目標の内容の妥当性

ア 内容が妥当であり、実現の見込みがあること。

イ 事業着手からバイオマスの利用及び再生可能エネルギーや製品等の利用開始までのスケジュールが計画されていること。

ウ 利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等について、モデル性があり、事業実施による波及効果が認められること。

(10) 事業実施主体の妥当性

ア 経常損益が過去3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は、直近の決算において債務超過となっていないこと。

ただし、事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であって、3年連続赤字の場合にあつては、親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを表明すること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

イ 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

ウ 事業完了後は、導入技術を運営管理できる技術者を有するか、又は他の事業者等の技術協力が得られること。

エ 事業実施主体として同種又は類似の事業の運営実績があること。実績がない場合は、実績を有する事業者等の協力が得られることが確認できること。

オ 事業実施主体の経営状況について、定款、役員一覧、決算書等により確認できる情報を公開していること。

(11) その他

ア 事業実施主体が、事業を自己資金若しくはほかの助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。

イ 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算定されるものであること。

2 事業趣旨との整合

(1) 第1の1(1)の事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨の全と整合していること。

ア 農業生産活動から発生するバイオマスを活用するものであること。

イ 事業実施により、エネルギーと肥料等の複合利用を実施すること。

(2) 第1の1(2)の事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨と整合していること。

事業実施により、複数のバイオマスの組み合わせや他の再エネ電源の併用によるエネルギーの地域内自給を目指すものであること。

(3) 第1の1(3)の事業の場合、事業実施計画が次に掲げる事業趣旨のいずれかと整合していること。

- ア 事業実施により、これまでエネルギー利用されていない地域資源（農作物残渣（もみ殻等）、廃菌床、食品廃棄物、耕作放棄地等）を活用し、エネルギーの地域内自給を目指すものであること。
 - イ 事業実施により、発電だけでなく、副産物（熱・残渣・CO₂等）を活用すること。
 - ウ 事業実施により、技術としては確立しているが導入実績の少ない新技術を活用し、新たなイノベーションを進めること。
- なお、新技術は、別紙又はその他政府計画・戦略等に記載されているものとする。

第5 事業の実施に関する事項

事業実施計画の作成

事業実施主体は、実施要綱第5の1の定めにより事業実施計画を作成する際に、次に掲げる資料を添付し都道府県知事に提出するものとする。

1 事業実施主体の組織概要が分かる資料

- ア 事業実施主体が民間企業である場合であっては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。
 - イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く。）である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。
- #### 2 利用しようとするバイオマス利活用技術の概要を示す資料（様式任意）。

第6 費用対効果分析の実施方法

実施要綱第4の4に定める費用対効果分析は、次により行うものとする。

1 費用対効果分析の提出

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、別紙様式第17号により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画書と併せて提出するものとする。

2 費用対効果の算定方法

- (1) 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

- (2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

イ 妥当投資額の算定に用いる年効果額は、別紙様式第 17 号の第 2 に従い算定するものとする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \}$$

i = 割引率 = 0.04

n = 総合耐用年数 = 事業費合計額 ÷ 施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費 = 施設等別事業費 ÷ 当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に定めるところによる。

（3）総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第 7 事業の実績報告等

実施要綱第 7 の 1 に定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業の最終年度から 3 年間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 1 の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第 12 号に規定されている項目）について、具体的に作成し、決算書等を添付するものとする。

なお、事業の最終年度の報告は、事業完了後速やかに都道府県知事に提出するものとし、事業実施計画書（別紙様式第 8 号）に準じて作成する事業実施結果に係る報告書及び出来高設計書を添付するものとする。

第 8 事業成果の評価

実施要綱第 8 の 1 の定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、第 3 の 3 で定める目標年度及びその翌年度の間、それぞれの年度の翌年度において、事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 1 の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第 12 号に規定されている項目）について具体的に作成し、提出に当たっては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

第 9 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付

金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の（１）から（３）までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- （１）事業実施主体自身
- （２）100％同一の資本に属するグループ企業
- （３）事業実施主体の関係会社

2 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

（２）100％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は、０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。

また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第10 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則１年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではなく、予算上やむを得ない場合には、減額等を行う。

また、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

2 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次の施策との連携等に配慮するものとする。

- （１）「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に基づき、都道府県が策定する

地域別農業振興計画に位置付けられた取組

- (2) 「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた事業化プロジェクト
- (3) 「都道府県バイオマス活用推進計画」又は「市町村バイオマス活用推進計画」に位置付けられた取組
- (4) 「分散型エネルギーインフラプロジェクト」に基づくマスタープランに位置付けられた取組
- (5) 「バイオ戦略」に基づき選定された地域バイオコミュニティの形成に資する取組
- (6) 「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画に位置付けられた取組

別紙

新技術の対象となる技術例

（◆ 現状で実用化段階（「バイオマス利用技術の現状とロードマップ（令和元年5月17日バイオマス活用推進会議決定）」において新たに評価））

- ・ ガス化

熱することで燃焼ガスを発生させ、発電や熱利用を行う技術
（原料）木質系、草本系、下水汚泥又はもみ殻

- ・ メタン発酵（湿式）

微生物による嫌気性発酵によってメタンガスを生成しエネルギー利用する技術
（原料）間伐材等

- ・ バイオリファイナリー

未利用農林水産物のナノ化・高純度化処理により新機能、高性能材料を開発する技術

（原料）未利用農林水産物（もみ殻、林地残材、海藻、カニ殻等）

（◆ 5年後に実用化段階）

- ・ 固体燃料化（新たな原料）

切断、破碎、圧縮、成型、乾燥、炭化等により固形の燃料（チップ又はペレット）を製造する技術（原料）資源作物（エリアンサス等）、竹又はヤナギ

- ・ 燃料製造

飲食店等のグリーストラップ由来の廃棄物を60℃以下で加温して油分をバイオ重油として抽出するとともに、抽出残渣をバイオガス化する技術

（原料）食品廃棄物（グリーストラップ由来）

- ・ 直接燃焼

木質バイオマスの燃焼灰中に含まれるカリウムを高濃度で回収し、有価物として利用する技術や、薪ストーブの煙を触媒燃焼と補助バーナーを利用して無煙化する技術

（原料）木質系

- ・ 固体燃料化（新たな燃料）

切断、破碎、圧縮、成型などすることにより固形の燃料（バイオコークス（半炭化）、スラリー燃料（水熱炭化））を製造する技術

（原料）木質系、草本系、下水汚泥等

- ・ ガス化

ヒノキ、下水汚泥、豚糞などの混合バイオマス、パーム樹幹、半炭化ペレット等を低温で熱することで燃焼ガスを発生させる技術

(原料) 木質系、草本系、下水汚泥又は半炭化ペレット

- ・ **液体燃料化（部分水素化）**

バイオディーゼル燃料の酸化・熱安定性を改善し、高品質バイオディーゼルの製造する技術

(原料) 廃食用油又は植物油

- ・ **高速加水分解（亜臨界水処理技術）**

亜臨界水領域で加水分解反応を迅速に進行させ、有機物が効率的に分解されることを利用して様々なバイオマスを資源利用する技術

(原料) 木質系、草本系、食品廃棄物、家畜排せつ物等

- ・ **接触分解**

接触分解触媒を用いて脱炭素反応させ軽質炭化水素を製造する技術

(原料) 動植物油

- ・ **水素化分解**

高温高圧の水素ガス環境下で触媒を用いた分解、水素化、異性化、脱硫等の化学反応を行い、軽質炭化水素を製造する技術

(原料) 油糧種子

- ・ **メタン発酵（乾式）**

微生物による嫌気性発酵によってメタンガスを生成しエネルギー利用する技術

(原料) 食品廃棄物、資源作物、農作物残さ又は間伐材

- ・ **糖質・澱粉質系発酵（第一世代）**

パーム樹幹に含まれる遊離糖から、エタノール、ブタノール、乳酸、ポリヒドロキシ酪酸（PHB）、グルタミン酸ナトリウム（MSG）、タンパク質等の様々な化学製品を製造する技術

(原料) パーム樹幹

- ・ **セルロース系発酵（第2世代）**

加圧熱水や酸、アルカリ、糖化酵素等を利用して前処理・糖化したうえでエタノール発酵を行う技術

(原料) ソルトセルロース（稲わら等）、ハードセルロース（間伐材等）

- ・ **バイオマテリアル（バイオマスプラスチック）**

スギを原料とする改質リグニンや、コリネ型細菌を用いたプロセスによるフェノ

ールを生産し、各種部材を製造する技術
(原料) 木質系

・ **バイオマテリアル（セルロースナノファイバー）**

セルロース繊維を精製、ポリオレフィン等の樹脂と複合化し、各種部材を製造する技術
(原料) 木質系

**バイオマス地産地消施設整備に関する交付対象事業事務及び
交付対象事業費の取扱い**

第 1 事業の実施

1 実施設計書の作成

- (1) 事業実施主体は、バイオマス地産地消施設整備（以下「整備事業」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続を行って事業の施行方法等を決定するものとする。その上で、実施設計書（設計図面、仕様書及び工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書をいう。以下同じ。）を作成し、工事の着工までに都道府県知事に提出するものとする。

なお、複数年度で事業を実施する場合は、年度ごとの事業量・事業費の区分を、事業内容に交付対象とならない内容がある場合は、交付対象範囲の区分を実施設計書において明確に行うようにすること。

- (2) 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

この場合、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札等（一般競争入札に付しがたい場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札によることができるものとする）により受注者を選定し、当該受注者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

ただし、必要性が明確である場合に限っては、随意契約により受注者を選定することができるものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案及び事業実施計画案を作成し、総会等の議決等を得るものとする。

なお、予算の計上に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

3 その他関係法令に基づく許認可

整備事業の実施に当たり、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等に基づく確認、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法令の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

4 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した

みどりの食料システム戦略推進交付金のバイオマス地産地消施設整備に関する交付決定前着手届（別紙様式第 18 号）を都道府県知事に提出するものとする。

- (2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、整備事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、整備事業が適正に行われるようにするものとする。

5 事業の施行

(1) 施行方法

整備事業は、次の(2)から(5)までに掲げる直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行のいずれかの施行方法によって実施するものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は機械・施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により実施することができるものとする。

(2) 直営施行

ア 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に工事を実施するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。

選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 購入

機械及び機器の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログ、参考見積等を入手することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第 19 号）。

ただし、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。

なお、（イ）及び（ウ）に掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

（イ）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（ウ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

（３）請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次によるものとする。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第 19 号）。

ただし、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。

なお、（イ）及び（ウ）に掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

（イ）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（ウ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人等を定めさせ、当該現場代理人等に工事の施工・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(4) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施行を選択する場合は、第1の1(1)に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第19号）。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施行管理能力を有する設計事務所等（以下「代行者」という。）と施設等の、実施設計書の作成又は検討、工事の実施、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別表 1 により、代行施行によることの理由を明確にし、総会等の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第 19 号）。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、（ア）及び（イ）に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）一般競争入札に付して落札に至らない場合

（イ）指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施行管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施行管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設等の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、入札資格を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第 19 号）。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、事業費の低減を図るため、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格で使用される場合には、決定を行うものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に当該施工業者から工程表等を提出させるとともに現場代理人等を定めさせるものとする。

また、ウの施行管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要に応じて試験運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

6 契約の適正化

整備事業に係る契約については、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

7 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

(1) 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経

理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。

(2) 事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。

(3) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。

(4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

8 未しゅん功工事の防止

機械・施設等の整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和 49 年 10 月 21 日付け 49 経第 2083 号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和 55 年 3 月 1 日付け 55 経第 312 号農林水産省大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和 55 年 10 月 30 日付け 55 経第 1995 号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

第 2 附帯事務費

交付対象となる附帯事務費の額は、整備事業の交付対象額に 0.01 を乗じて得た額以内とする。なお、附帯事務費の使途基準については別表 2 に掲げるとおりとする。

第 3 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出るものとする（別紙様式第 20 号）。

2 事業実績報告時及び事業完了検査時の確認

都道府県知事は、次の（１）により、整備事業が完了していることを確認するものとする。また、既に支払が行われている場合には、加えて（２）及び（３）により事業費が適正に支出・受領されていることも確認するものとする。

(1) 工事完了の確認

現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認。

(2) 施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認。

(3) 施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認。

3 事業完了後の確認

都道府県知事は、次の（１）及び（２）により、事業完了から別記８－１第８の１に定める評価の報告年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

（１）経営状況の確認

評価の報告年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認。

（２）現地確認

評価の報告年度までの毎年度、現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認。

４ その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第４ 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

１ 予算関係書類

（１）事業実施に関する総会等の議事録及び代行施行を選択した場合にあっては代行施行の選択理由

（２）予算書及び決算書

（３）地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）を賦課、徴収等する場合にあっては負担金付加明細書

（４）その他予算関係の事項を示した書類

２ 工事施工関係書類

（１）直営施行の場合

ア 実施設計書及び出来高設計書

イ 工事材料検収簿及び同受払簿

ウ 賃金台帳及び労務者出面簿

エ 工事日誌及び現場写真

オ その他工事関係の事項を示した書類

（２）請負施行、委託施行及び代行施行の場合

ア 実施設計書及び出来高設計書

イ 入札てん末書

ウ 請負契約書

エ 工程表

オ 工事完了届及び現場写真

カ その他工事関係の事項を示した書類

３ 経理関係書類

（１）金銭出納簿

（２）証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）

4 往復文書

交付金の交付から実績報告及び財産処分に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類の他、それらに添付された資料

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他施設管理関係の事項を示した書類

第5 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

工事費（建設工事費、製造請負工事費及び機械器具費。）、実施設計費（実施設計に必要となる測量費及び調査費を含む）及び工事雑費を交付対象事業費とする。

2 交付対象事業費の構成

交付対象事業費の構成は、別表3を標準とする。

3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が複数の施行方法により実施される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

(1) 工事費

ア 積算の方法

(ア) 工事費は、都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機及び附属作業機に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

(イ) 工事価格の積算は、原則として、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」（昭和 52 年 2 月 14 日付け 52 構改 D 第 24 号農林事務次官依命通知）、「土地改良事業等請負工事標準積算基準」（平成 5 年 2 月 22 日付け 5 構改 D 第 49 号農林水産省構造改善局長通知）及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」（昭和 46 年 4 月 19 日付け 46 畜 B 第 9545 号農林省畜産局長通知）に準じて、機械・施設等の整備にあつては「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について」（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 経第 1987 号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて、それぞれ行うものとする。

イ 支給品費

(ア) 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

(イ) 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

(ウ) 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

ウ 共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表 4 に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

エ 諸経費

(ア) 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする別表 4 に掲げる現場管理費及び一般管理費等とする。

(イ) 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な比率以内とする。

オ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

(2) 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具費、消耗品費及び委託費又は請負費とする。

(3) 実施設計費

実施設計費は、実施設計に必要な測量費、調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とす

る。)及び設計費(設計に必要な費用とする。)とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

(4) 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施行することに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表4に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費(実施設計費を含む。)の合計額の3.5パーセントに相当する額以内とする。

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、次のアからウまでの要件を全て満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件にかかわらず区分できるものとする。

ア 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

イ 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

ウ 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

4 実施設計及び施設整備に係る留意事項

交付対象とする施設、機械は、新築、新設又は新品によるものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らして適当と認められる場合には、古材、古品を利用することができる。なお、この場合の古材、古品は、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

なお、3に掲げる(1)から(4)までの交付の対象経費のうち、次の経費は交付対象としないものとする。

(1) 土地の取得に関する経費

(2) 既存施設の取壊しや撤去に係る経費

(3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

- (4) 交付決定前に発生した経費（第1の4のただし書きにより交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (5) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (6) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度又は電力市場と連動した買取制度を活用して売電するための発電設備に係る経費
- (7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第6 交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理運営は、原則として事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、都道府県知事が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、別記8-1第2の1に定められた事業実施主体の要件を満たす団体の範囲内（ただし、産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員かどうかは問わない。）のものとする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、交付要綱別記様式第10号による財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。
- (3) (2)の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

- イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
- ウ 設置場所
- エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- オ 利用者の範囲
- カ 利用方法に関する事項
- キ 利用料に関する事項
- ク 保全に関する事項
- ケ 償却に関する事項
- コ 必要な資金の積立に関する事項
- サ 管理運営の収支計画に関する事項
- シ その他必要な事項

- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）内に、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準通知」という。）の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

この場合において、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準通知の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築届（別紙様式第 21 号）を都道府県知事に届け出るものとする。

5 災害の報告

- (1) 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度及び復旧見込額並びに防災及び復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

- (2) 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受

けたときは、承認基準通知の規定に準じて都道府県知事に報告するものとする。

別表 1

代行施行によることの理由の確認表

業 務 内 容	検 討 内 容
(1) 実施設計書の作成又は検討	事業実施主体が作成しない理由及び設計事務所等に委託しない理由
(2) 業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
(3) 入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
(4) 施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引渡し	事業実施主体が、工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。

別表 2

附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
給 料 等	会計年度任用職員への雑役並びに事務及び技術補助に対する給料、報酬、職員手当等
共 済 費	給料等が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	機械器具等購入費

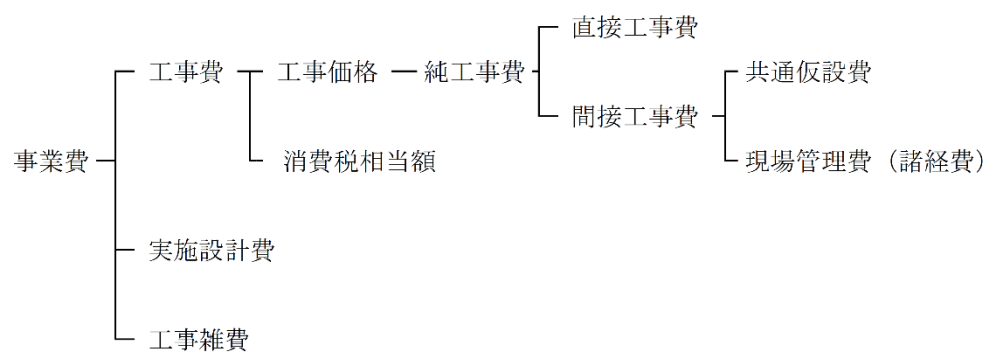
注：みどりの食料システム戦略推進交付金のバイオマス地産地消施設整備の実施に必要な経費に限る。

別表 3

事業費構成の標準

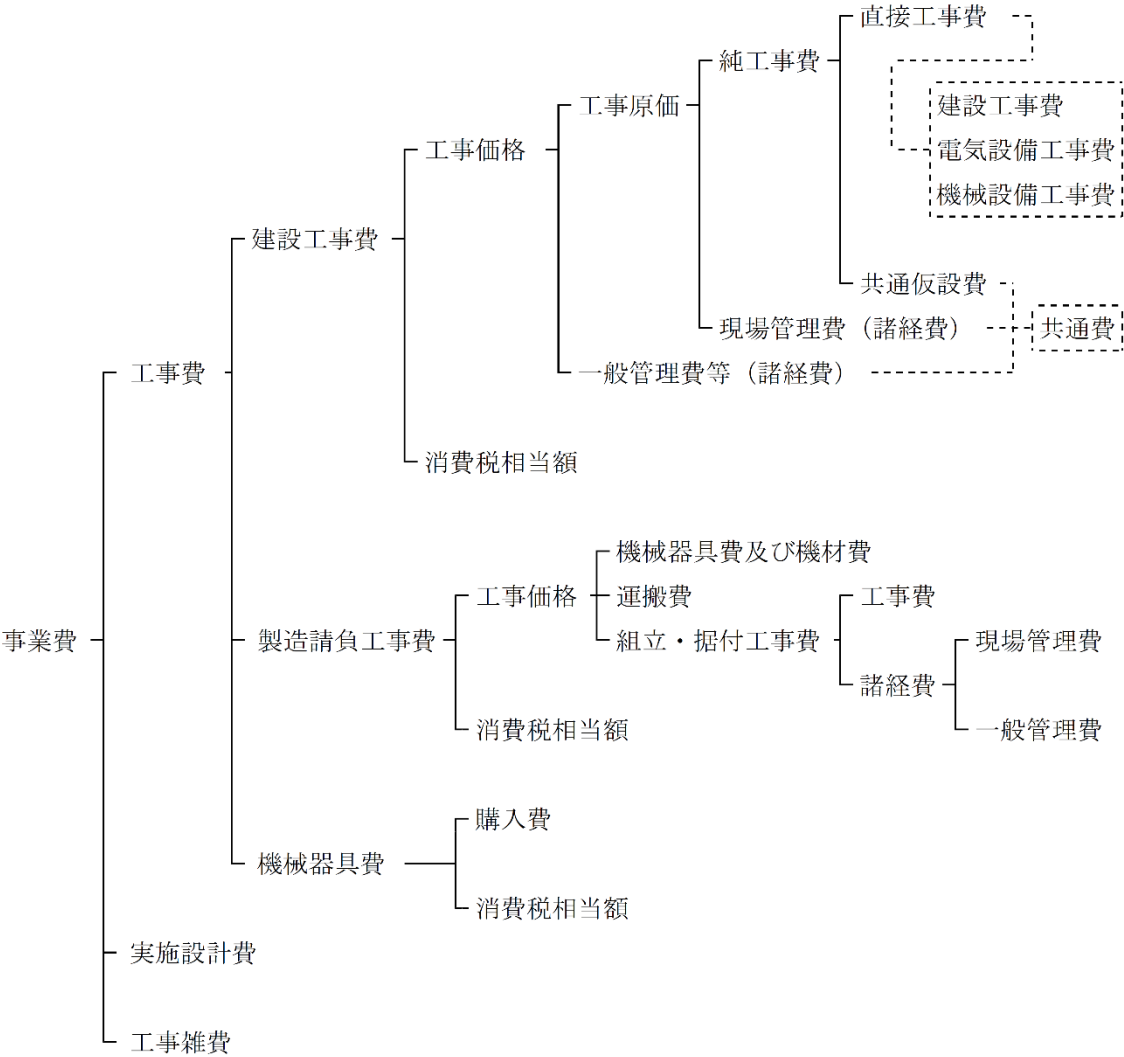
①施設の整備

ア 直営施行の場合



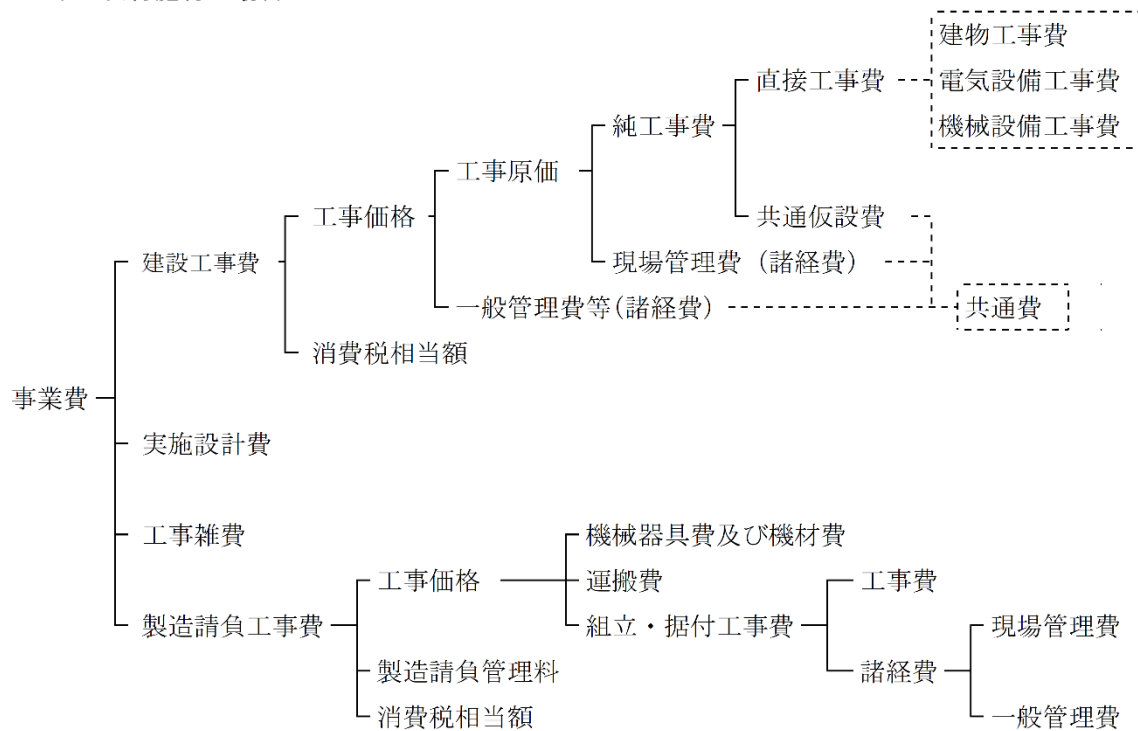
注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したもの。

イ 請負施行の場合

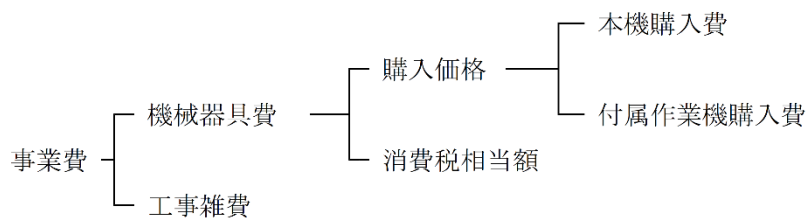


注：この表は、「営繕工事積算積算要領」に準拠したもの。

ウ 代行施行の場合



② 機械の整備



別表 4

各種経費

1 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量・整理、仮道路、仮橋、道板及び借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全監理、安全標識及び合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

2 現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等及び諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与並びに施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断及び医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費（ただし、電波障害等に関するものを除きます。）
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額

雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用
-----	--

3 一般管理費等

区 分	内 容
役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含みます。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含みます。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する貸与被服、医療及び慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道及びガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究及び開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告又は宣伝に要する費用
地 代 家 賃	事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額

試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

4 工事雑費

区 分	内 容
報酬	土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃金	日々雇用者賃金（測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金）
共済費	賃金に係る社会保険料
需用費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料とします。）
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委託費	測量、設計及び登記等の委託費
旅費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公課費	租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等

代行施行管理料	代行施行における受託代行者の事業施行管理料
---------	-----------------------